

移転・再編関連資料

1. 国立公衆衛生院が移転できない理由

1988年7月19日
国立公衆衛生院 部長会議

機関の名称	国立公衆衛生院	所在地	東京都港区白金台4-6-1			
職員数	165人 (170人)	敷地建物面積	13,419m ² 本庁舎 11,703m ² 寄宿舍 1,716m ² 19,011m ² (本庁舎 16,988m ² 寄宿舍 2,023m ²)			
施設・機械整備状況 (55'62')	834百万円 百万円 (1,254)	会計名	一般会計	移転財源	有 (無) (理由) 移転できない理由の3	

移転できない理由

1 国際信義上の理由

本院は現在地（東京大学医科学研究所隣接地）への設置を前提として、アメリカ・ロックフェラー財団の寄付によって創設されたものであり、移転は国際信義上問題である。

- 本院の建物および設備は昭和13年、当時約300万円をもってつくられ、日本政府に寄贈されたものである。
- 同財団はまた本院の2箇所の実習施設を寄付するとともに多数の職員をフェローとして主としてアメリカに留学させた。
- 戦後も同財団は放射線実験室、多数の実験器具、参考図書を寄贈し、職員を留学させ、また財団顧問を数年にわたり本院に派遣して教育事業に協力させた。
- 本院の建築は戦後数次にわたり国費によって整備され、特に62年度補正予算によって大型の施設整備工事が行われているところである。
- 昭和57年には日本建築学会によって典型的な近代建築として選定され、大切に保存されたい旨要請されている。

2 教育訓練上の理由

本院の教育訓練は、広範な公衆衛生の全領域にわたり、その効率的な運用を行うため、厚生省各局課の協力はもちろん、他省庁、都道府県、総合大学等との密接な連携を図り、多数の外来講師を依頼しているところである。

したがって、移転は著しい効率の低下を生ずるのみならず教育訓練の実施に重大な支障をきたす。

- 外来講師は昭和61年度延747名4316時間にのぼり、そのうち過半数の392名は東京都在住者である。
- 保健所、病院、上下水道、廃棄物処理施設、事業所等、各職種ごとの実習および臨地訓練施設は昭和61年度119箇所へののぼり、そのうち過半数の70箇所は都内23区のなかの施設である。
- 教育訓練の質的向上のためには、都市およびその周辺を対象とした調査研究が不可欠である。

3 跡地利用上の理由

本院の敷地は、本院創設に先立ち公衆衛生に関する教育研究を行うことを条件に無償貸与されたものであって、仮に移転する場合、次により跡地利用は困難である。

- 将来本院業務のため必要としなくなった場合は、速やかに返還することを条件に東京帝国大学伝染病研究所の敷地の一部を無償貸与された。
(昭和9年、内務次官と文部次官の間で覚書交換)
- 国立学校特別会計法の施工時に、同様の条件で東京大学より所管換された。
(昭和40年、東京大学医科学研究所長と院長との間で覚書交換)
- 筑波移転問題が検討された際、同覚書の再確認を求められた。
(昭和47年、東京大学医科学研究所長から院長あて文書)

4 防災上の理由

本院および東京大学医科学研究所の敷地は、東京都震災予防条例および大規模地震特別措置法に基づく防災上の拠点とされているので、土地利用の変更は地域の防災対策上問題である。

- 東京都震災予防条例により、広域避難場所に指定されている。
- 大規模地震特別措置法に基づき警戒宣言が発令された場合、社会的な混乱の防止および地震発生時における同時多発災害に迅速に対処するため、移動配備部隊が駐在し、塔屋屋上に見張り場が設置されることになっている。

仮に移転することとした場合に充足されるべき条件等

1. 移転希望地又は移転範囲等

東京都内又はその近郊（都心から40km以内）で教育研究機関の所在地としてふさわしい場所であること。

(理由) ① 遠距離となれば、外来講師の依頼が困難となり、教育訓練に重大な支障を来す。

機関の名称	国立公衆衛生院	所在地	東京都港区白金台4-6-1			
職員数	165人 (170人)	敷地建物面積	13,419m ² 本庁舎 11,703m ² 寄宿舍 1,716m ² 19,011m ² 本庁舎 16,988m ² 寄宿舍 2,023m ²			
施設・機械整備状況(55'→62')	834 百万円 百万円 (1,254)	会計名	一般会計	移転財源	有 (無) (理由)	

(62年度の外来講師はのべ833名で、そのうち401名が東京都在住)

- ② 厚生省はじめ関係諸機関との業務連携を考慮する必要がある。
(例えば、研修内容によっては多くの厚生省担当官に講師を依頼せざるを得ないものがある。また、院内研究者の参加が求められている行政の審議会等も多い。これらの円滑な遂行を確保する必要がある。)
- ③ 全国各地から長期・短期さまざまな研修(研究生)が集まることを考慮し、交通が至便で、かつ宿泊設備等の確保も含め教育研究機関の所在地として良好な環境条件を有している必要がある。

2. 移転時期

3. 業務環境の整備等

- ① 教育に必要な視聴覚教育設備・各種教室・各種実験室等、研究に必要な各種実験室及び関連諸設備、特殊実験施設(人工気候室、生物実験棟、中央精密機器実験室、スーパークリーン実験室、放射線実験棟、空気汚染実験室、水処理及び廃棄物処理実験棟などの大型実験設備)の整備。
- ② 教育・研究に必要な附属図書館、情報処理施設(大型コンピューターを含む)の整備。
- ③ 実験室、実験棟の安全性の確保や環境保全を図るための十分な諸設備。

規模等

教育・研究棟及び各種実験棟45,000m²及び外国人を含む講師及び学生用宿舎6,700m²。これらに必要な高度の諸設備。かつ敷地内の緑化に配慮すべきである。

4. 人員の確保

外部講師の依頼が困難となることが考えられ、その場合には専任講師の増員が必要。

5. 職員の宿舎

都心から40km以内移転を前提としても、最低50戸

は必要。

6. 移転経費

建設費・備品費 300億円
その他 用地費(最低50,000m²は必要)、移送費用など

7. その他の特記事項(残る問題点)

- ① 現在の敷地は、本院の業務に必要なとしなくなった場合は速やかに東京大学医科学研究所に返還することを条件に所管換されたものである。したがって、移転後の用地売却等による移転財源を見込むことは不可能。
- ② 現在の建物は、米国ロックフェラー財団が公衆衛生院のために昭和13年当時300万円(現在の300億円に相当)をかけて建設し、その後も数々の援助を行って充実してきたものであり、移転・取壊により国際信義上の問題も生ずる。
- ③ 同じ敷地内にある東大医科学研究所とは、衛生微生物学分野を中心に共同研究等を実施し、研修・研究施設の相互利用を図るなど密接な連携関係を有しているが、移転によりこのような研究活動等に支障が生じないように配慮する必要がある。
- ④ 昭和62年度補正予算による大型の施設・設備整備(10億円)が行われたばかりであり、移転は国費の無駄使いとなる。

以上の諸条件が充足されない場合又は諸問題が解決されない場合には、移転できない。

2. 厚生科学研究の基盤確立とブレイクスルーのために〈抜粋〉

1988年9月
厚生科学会議

1. 社会経済の変化に挑戦する厚生行政の課題と厚生科学研究の果たす役割

社会経済の急激な変化とともに、真の豊かさとは何かが問われる時代を迎えて、保健医療、福祉、生活衛生等に対する国民のニーズは複雑多様化しつつある。他方、最近における先端技術を中心とする科学技術の発展は目覚ましく、国民生活を飛躍的に向上させる上で多様な可能性を示すようになってきている。

このような、ニーズとシーズの両面からの時代を画するほどの変化に対し、厚生行政が積極的に対応し、国民のクオリティ・オブ・ライフ(生命・生活の質)を高めていくには、関連する科学技術の成果を活用することが不可欠である。そこに、保健医療、福祉、生活衛生等のニーズに応える科学技術分野を「厚生科学」という概念でとらえ、その推進を図らなければならない理由がある。このような役割を

担った厚生科学は、先端的、学際的であると同時にヒューマニティを重視する科学技術でなければならない。

しかるに、これからの科学技術研究には、柔軟な発想の下に国際的な視点を持った大規模かつ組織的な取り組みを必要とするものが少なくない。したがって、厚生科学研究の推進に当たっては、直面する以下のような課題を考慮しつつ、21世紀を「人間の世紀」として拓く展望を持った未来戦略を設定し、テーマの選択の面でも研究体制の面でも、重点的・効率的・効果的に取り組んでいくことが求められる。

- (1) 高齢化への対応
(略)
- (2) 高度・多様化するニーズへの対応
(略)
- (3) 情報化への取り組み
(略)
- (4) 国際社会への貢献
(略)

2. 厚生科学研究の現状とその推進上の問題点

(1) 研究体制

①厚生省における厚生科学研究組織

厚生科学の研究を担う研究組織としては、厚生省の試験研究機関・医療機関のほか公立試験研究機関、大学、産業界の研究組織等がある。厚生省は研究を直接実施するほか、地方公共団体、大学、産業界等の研究者に研究費を助成している。

一般に、国立試験研究機関については、人事、予算面の硬直性が研究面での対応力の弱さの原因となっていることが指摘されているが、厚生省の試験研究機関も例外ではない。したがって、時代の要請を敏感に感じとり、進展する学術の成果を駆使してダイナミックに変化に対応する体制ができていない。また、厚生省の試験研究機関は、その多くががん、循環器疾患、精神・神経疾患、感染症、ハンセン病など疾病別等の縦割りの組織となっていることもあって、相互の連携が少なく、研究者、情報の交流も十分でない。さらに、試験研究機関は国民の安全確保、公共の福祉向上等の行政目的遂行のための技術的裏付けを提供することを重要な使命としているが、厚生省本省内部部局との連携が必ずしも十分でないことから、研究成果を活かしきれてない。

(以下略)

3. 改善のための中長期的戦略

1. 厚生科学研究の基盤確立のために

(1) 研究体制の見直し

①厚生省の試験研究機関の強化充実

試験研究機関における研究が活性化するよう、まず研究のマネジメント面での内部努力を促し、試験研究機関内に研究の企画調整体制、評価体制を確立するほか、研究費、人員の確保に努め、研究者の研究環境を改善すべきである。また、試験研究機関の業務内容の点検を図り、効率的運営に努めるべきである。

さらに、試験研究機関相互の間で情報交流、異動を含む研究者の交流を活発に行い、研究成果の活用と活性化を図るべきである。このような観点からも、各試験研究機関の研究成果のデータベース化、各試験研究機関の間での情報オンライン化を検討すべきである。

なお、アメリカのサバティカル方式を参考として、国立病院・療養所と国立高度専門医療センターとの研究交流も検討すべきである。

また、厚生省本省内部部局との連携を緊密化するため試験研究機関の研究の在り方について協議の場を設けるほか、試験研究機関の実情について定期的なレビューを行うことが必要である。これらにより、行政の要請に適合した研究テーマの設定が行われ、組織運営上のフレキシビリティの確保が図られるべきである。

中長期的にはアメリカのNIH (National Institutes of Health) 等外国の研究機関を参考に試験研究機関の在り方を検討すべきであり、また、高齢化の進展、高度・多様化する保健医療や国民生活の向上及び安全性確保へのニーズの増大等の時代の要請に弾力的に対応していくために、試験研究機関の大胆なスクラップ・アンド・ビルドも検討されるべきである。

(以下略)

厚生科学会議メンバー

石 井 威 望	東京大学工学部教授
○杉 村 隆	国立がんセンター総長
鈴 木 永 二	日本経営者団体連盟会長
館 龍一郎	東京大学名誉教授
村 田 敏 郎	前静岡薬科大学学長
森 亘	東京大学総長
柳 田 邦 男	評論家
◎山 村 雄 一	元大阪大学学長
渡 辺 格	慶應義塾大学名誉教授

(以上50音順)

藤 本 孝 雄 厚生大臣

(◎は座長、○は座長代理)

3. 「移転計画委員会」設置要綱

1989年4月20日

国立公衆衛生院 部長会議

1 目的

地方移転に関する現実的、具体的諸問題について、迅速かつ、適切に対応するとともに、長期的展望に立った国立公衆衛生院の教育・研究事業の円滑な運営に資するため、院内に「移転計画委員会」(以下「委員会」という。)を設けることとする。

2 検討課題

委員会は、「別表」に掲げる検討課題等について、早急に検討する必要のあるものから、順次検討を行うこととする。

3 委員会及び部会等

- (1) 委員会は、院長、次長及び各部（館）長をもって構成し、委員長及び副委員長2名をおく。委員長には院長を、副委員長には次長及び総務部長をそれぞれ充てるものとする。
- (2) 委員会には「総括部会」、「施設計画部会」及び「計画調整部会」の3部会を設けるものとする。
- (3) 各部会の委員は、職員の中からそれぞれ選任するものとし、それぞれ部会長及び副部会長を置くものとする。
- (4) 部会で必要があるときは、主要検討課題毎に小委員会を設けることができる。
- (5) 委員会に委員が出席できない場合（部（館）長が欠員の場合を含む。）にあっては、必ず各部（館）から代理者を出席させるものとする。

4 幹事会

- (1) 委員会に、幹事会をおくこととする。
- (2) 幹事会は、委員長、部会長及び副部会長をもって構成し、急を要する対外的な問題又は委員会の重要事項等に関し協議するものとする。

5 委員会及び幹事会の招集

委員会及び幹事会は、必要の都度、委員長が招集するものとする。

6 報告

各部会の部会長は、検討結果又は検討状況を随時、委員会に報告するものとする。

付 則

- (1) この要綱は、平成元年4月20日から適用する。
- (2) 昭和63年8月4日に設置した「移転対策委員会」は廃止する。

移転計画委員会

委員会	部 会	検討課題（又は小委員会）	部会委員					
委員長 高石院長 副委員長 横山次長 副委員長 吉里部長 委 員 各 部 （館）長	総括部会 部会長 横山 副部会長 浅野	○地方移転に伴う組織、定員（浅野） ○地方移転に必要な諸調査（福富） ○建物保存（利用）（藤田） ○環境保全関係（岩島） （施設の安全性問題） ○本院の理解を深めるためのPR（鈴木）	学系別	総務部		図 書 館		
			情 対 生 庶 会 教 政 人 環 務 計 務					
	施設計画部会 部会長 吉沢 副部会長 真柄 〃 林	○必要面積等の大蔵省査定による面積再配分 ○機能的、合理的な施設設備計画（上下水道、廃棄物処理等を含む）規模、構造、事業費等、全体計画及び年次計画						
	計画調整部会 部会長 吉里 副部会長 小泉 〃 古川 〃 後藤	○国有地の取得及び処分（院、本省、医科研）（会計） ○移転財源等特々会計上の諸問題（会計） ○概算要求の取りまとめ及び予算の組替え（会計） ○職員の移転に伴う諸問題（庶務） ○教育・研究の円滑な移転（教務） ○口財団（USA），誘致要望府県等（庶務） ○その他						

4. 公衆衛生大学院制度確立の必要性について

1989年5月24日
院長 高石昌弘

国立試験研究機関等の将来構想を検討するに当たりましては、研究に関する事項のみでなく、公衆衛生技術者の教育に関する体系的な議論を進められることを心から期待いたします。

<理由>

1. 高齢化社会を迎え広範な領域にわたる公衆衛生技術者の役割は益々高まっている。学際性および実践性を重視すべき公衆衛生技術者の教育計画は、広範囲にわたる相互関連性をもった体系的なものでなければならない。したがって、公衆衛生の全領域を含む教育機関が絶対に必要と思われる。
2. 国立公衆衛生院はWHOに認定されたSchool of Public Healthとしての役割を果たし、創立以来の修業者は24,000名を越えている。最近約10年間に定着した新しい教育体制の下で公衆衛生学博士相当の研究課程修業者は18名に、また公衆衛生学修士相当の専門課程修業者は98名に達しており、それぞれ公衆衛生の実践に従事し活躍している。(注 参照)
3. 大学審議会答申「大学院制度の弾力化」(昭和63年12月)にみられる高等教育制度の今後の方向を考慮すると厚生省に属する公衆衛生大学院制度の確立は決して不可能ではないと考えられる。
4. 世界各国におけるSchool of Public Health漸増の傾向からみても、わが国における公衆衛生大学院制度の確立は緊急な課題である。また、国立公衆衛生院の創立に当たりロックフェラー財団から示された援助の趣旨を国は国際的道義の視点から尊重すべきであると考えらる。

注) 国立公衆衛生院のDoctor of Public Health および Master of Public Healthは諸外国のそれらと同等の処遇を受けている。

5. 公衆衛生院の将来と2つの重要問題—地方移転と試験研究機関将来構想—

1989年6月30日
院長 高石昌弘

はじめに

昨年の公衆衛生院ニュースでお知らせしたとおり、本院は創立50周年を経て次の半世紀にその活動の流れを拓けよう

としています。職員一同、新たな気概をもって来るべき21世紀を目指した公衆衛生の発展のため努力をしております。

本院は創立以来、公衆衛生分野における教育と研究を進め多くの成果をあげてきたわけですが、現在2つの重要問題に直面しております。それは、一昨年から急速に展開された地方移転の問題と、昨年から始まった厚生省所管の試験研究機関の見直しに関する問題です。ともに、公衆衛生院の将来に大きな影響をもつ問題であり、私たちは精一杯の努力を重ねて問題に取り組んでいます。2つの課題について概要をお知らせしましょう。

地方移転

地方移転は1987年秋頃から「一省庁一機関地方移転計画」として、都市機能の一極集中化を解消し地方の活性化を図るという目的のために開始された計画です。1988年に入ってから計画は拡大され、原則として東京所在の政府機関全部が選定の対象とされることになりました。

本院にも当然のことながら意見聴取がありましたが、当初は次のような理由に基づいて「移転できない」という明確な意志表示をし関係方面への説明に努力いたしました。その第1は実習・見学・臨地訓練などの実際面から現在の場所が最適という教育上の理由です。第2は建物と土地の問題です。ロックフェラー財団の寄付によって建設されましたので国際信義上の問題があり、また近代建築の典型例として日本建築学会から選定されているという点も重要です。さらに土地については不要となった時の返還につき東京大学との約束が交わされているという事情もあります。

しかし、このような私たちの意志表示について厚生省内の理解は得られましたが、厚生省から内閣官房に対する折衝の後、残念ながら、1988年7月19日の閣議で移転対象機関のリストに載ったわけです。厚生省では本院のほか、国立衛生試験所、社会保険大学校、関東信越地方医務局、国立王子病院の5機関があげられています。

その後、幸い13府県の知事等から積極的の本院誘致についての要望を頂きました。本院の教育訓練の実績が理解されたためと有難く思っています。私たちは早速、1988年8月、院内に移転対策委員会を設け、第1部門(将来計画・情報収集)、第2部門(移転先・用地)、第3部門(施設設備)、第4部門(予算・資金計画等)に役割分担をしたうえで検討を進めました。この委員会は各部門ごとの数多い会議を別にしても1989年4月までに11回の会議を重ねました。そして、1989年4月からは新たに移転計画委員会として再出発し、総括部会、施設計画部会、計画調整部会の3部会を設けて、部会ごとに検討を進めています。現在の見通しでは本年8月下旬までに移転先候補地が決定される予定となっております。

移転対象機関としてリストアップされるまでの言いつくせない苦悩を乗り越えて、移転するからには広々とした恵まれた環境のなかで新しい近代的な施設設備を擁し、充実した教育研究活動ができるよう努力していきたいと思います。

試験研究機関将来構想

急激な社会変動とりわけ長寿社会の到来とライフスタイルや生活環境の変化のなかで、厚生省の試験研究機関は、それぞれ自主的点検に基づく将来構想を立てました。本院も例外ではなく、1987年3月に2年以上の検討を経た自主点検報告書をまとめましたが、その内容については公衆衛生院ニュースNo.23に長田前院長が詳細に説明しておられます。この報告のなかでは、将来計画として多年の構想であったSchool of Public Healthの国内制度上の実現を謳い、当面の改革案を提唱いたしました。

このうち、当面の改革案につきましては、1989年5月29日付の厚生省組織規程および国立公衆衛生院組織細則の改正によって、すでに実現いたしました。その内容と趣旨はこのニュースの34頁に紹介されている通りです。

さて、厚生大臣を交えた懇談会「厚生科学会議」は「厚生科学研究の基盤確立とプレイクスルーのために」という表題の報告書を1988年9月にまとめ、このなかで試験研究機関の再編成を示唆いたしました。これに基づいて、1988年10月に国立試験研究機関等将来構想検討会が発足し、厚生省の試験研究機関の活性化方策等、将来のあるべき姿について中長期的視点からの検討が始まりました。このように、試験研究機関全体の関連性のもとに将来構想を検討することは大変有意義なことです。本院等の地方移転計画との関連もあって、今年の8月までには中間報告がまとまる予定とのことです。

本院の場合は当然のことながら、他の試験研究機関と異なって公衆衛生分野における唯一の総合的な教育研修機関としての特殊性をもち、しかもWHOはわが国唯一のSchool of Public Healthとして公認しています。このような機会にこそ、公衆衛生従事者のマンパワー養成のあるべき姿を全省的なレベルで検討する必要があるといえましょう。このような視点から全試験研究機関および本省との関連性を論じ本院の位置づけを明確にしたうえで、本院の伝統を生かし今後の発展の素地を固める必要があります。ヘルスマンパワー養成のための中長期的計画、行政ニーズへの十分な対応、国際協力に関する展開、修業生に対する学位やそれに基づく処遇改善案など、体系的な教育システムの検討が不可欠です。私たちはこのような観点から厚生省の関係当局はもちろん多くの関係者に対してSchool of Public Healthとしての公衆衛生院の位置づけを協力で訴えているわけです。

おわりに

以上、地方移転と試験研究機関将来構想について概要を述べましたが、このニュースが刊行される頃には、ある程度明確な情報が得られるでしょう。現在、私たちはこれらの問題に精一杯の努力で対処しておりますが、先輩職員を始め2万4千名を超える修業生の皆様が営々と築いて下さった本院の伝統を守りつつ新しい飛躍を求めたいと存じます。ご理解とご協力を心からお願いする次第です。

6. 組織再編成問題の今後の取組みについて（提案）

1989年12月7日
国立公衆衛生院 部長会議

1 国立試験研究機関の活性化に向けて—当面の改革方策

（平成元.11.15 検討会）最終検討会後公表

- *「盛り込まれた事項」→厚生省においては速やかに実施に移されたい。
 - *三研合築、地方移転等を踏まえた年次計画を作成し、改革を進めていくべきである。
 - *引き続き定期的な見直しを続けていくべきである。
- （平成2年度から実施される予定の各試験研究機関の研究評価の結果を参考としつつ...）

2 活性化を図るための方策（抜粋）

[養成訓練の充実]

科学技術が急速に進歩し、行政ニーズが多様化する中でこれに的確に応え、専門性が発揮できる人材に対する期待は大きく、その養成訓練は重要である。

また、開発途上国の専門家に対する養成訓練についても適切に対応していかなければならない。

養成訓練は、これまでそれぞれの機関で独自に研修プログラムが組まれ、実施されてきたが、厚生省として担うべき研修を体系的に整備し実施していくためには、組織的に一元化され、本省、全研究機関が協力する体制を確立することが望まれる。

このため、将来的には、国立公衆衛生院で一元的に企画、運営を行う体制の整備を検討すべきである。

また、本省、各試験研究機関、地方自治体等の関係者から構成される企画委員会を設け、研修の企画調整、カリキュラムの編成、講師の選定等を行い、厚生省全体として協力する体制を構築していく必要がある。

これらの具体化のため別途検討を行い可能な部分から順次実施していくべきである。

3 再編成の具体的方向—国立公衆衛生院（抜粋）

国立公衆衛生院については、次のような考え方で組織の再編成を行う。

- (1) 保健医療情報の解析・活用方法の研究や糖尿病等の慢性疾患、難治性疾患の疫学的研究等、保健医療行政の第一線で求められている研究分野を拡充する。
- (2) 他の研究機関では体系的に取り組まれていない水道、廃棄物処理、居住環境等環境衛生関係の分野に関し、「環

環境衛生理工学研究センター（仮称）」を設け、研究を推進する。

- (3) それ以外の実験系の研究分野については、適切な養成訓練を行う体制を確保できる範囲で他の研究機関との調整、再編を行う。

＊現状については、カバーしている研究分野が多方面にわたっている結果として、他の国立試験研究機関と重複する研究分野が特に実験系の研究部で多くみられ、研究機関の役割分担上問題があることが指摘されている。

- (4) 養成訓練の在り方に関する検討を踏まえ、公衆衛生従事者の養成訓練の中心的施設として、組織体制の整備充実を図る。

＊養成訓練についても行政の第一線の要望に応えられるものに必ずしもなっていないことが指摘されており、今後高度多様化する行政需要に的確に応え、専門性を発揮できる人材の育成を積極的に行っていくべきである。

4 今後の検討課題

前記「再編成の具体的方向」を受けて、本院として次の検討を進めなければならない。

- (1) 公衆衛生従事者等の養成訓練に関する検討

ア 本省関係課、他機関等を含めた検討会〔企画委員会設置運営のための検討を含む。〕（時期、委員構成等は別途本省と相談）

イ アの検討会の前に、本院の内部で「養成訓練に関するあり方検討委員会（仮称）」を設け、今後の公衆衛生従事者等の養成訓練のあり方について、総合的かつ、現実的視点で見直しを行い、本院が養成訓練実施の中心的施設としての原案を策定する。

（厚生省として担うべき研修を体系的に整備し実施していくため、国立公衆衛生院で一元的に企画、運営を行う体制の整備等についても検討を行う。）

- (2) 環境衛生理工学研究センター設置に関する検討

「環境衛生理工学研究センター（仮称）」を設置するための準備委員会を設け、関係機関と協議の上、早急に構想をまとめる。

- (3) 国際協力事業の推進方策に関する検討

開発途上国の専門家に対する養成訓練等、国際協力事業の推進を図るため、国際協力委員会で検討を行い、早急に将来構想を策定する。

- (4) 現行組織の見直しに関する検討

上記(1)～(3)の検討状況を踏まえつつ、同時並行的に(2)以外の実験系研究分野の他機関との調整再編を含めた現行組織の大胆な見直しを行わなければならない段階にきている。このため、「組織再編成検討委員会（仮称）」を設け、早急

に本院としての組織再編成（案）をまとめる方向で検討する必要がある。

- (5) 実施に移すための年次計画に関する検討

地方移転等を踏まえ、本省と協議しつつ、年次計画を策定する。

7. 国立試験研究機関の改革方策

1990年3月

国立試験研究機関等将来構想検討会
（厚生省）

1 はじめに

本格的な長寿社会の到来を間近に控え、国民が健やかで充実した生活をおくれるよう保健医療、福祉等厚生行政の各分野での基盤整備を図ることが重要な課題となっている。

20世紀後半の科学技術の発展は、国民の保健医療、福祉の向上に大きな役割を果たしてきたが、長寿社会を支える基盤のひとつとして科学技術の占める地位は、今後ますます大きくなっていくことは確実である。

厚生省における科学技術研究を担う中核組織としての国立試験研究機関を見てみると、各時代の要請を受けて、感染症、がん、循環器疾患等の予防・治療、食品、医薬品等の安全対策等を目的として国立試験研究機関が整備されてきた。

しかしながら、これらの国立試験研究機関は、それぞれ個別の必要性に応じて順次設立されたこともあり、必ずしも厚生科学研究全体を展望した立場から役割分担がなされていないため、相互の連携の不十分さ、研究領域の重複がある。一方、国立試験研究機関の使命として、今後の厚生科学研究の需要を先取りした研究を率先して行う必要性も強まっている。

昭和63年9月公表された厚生科学会議の「厚生科学研究の基盤確立とブレイクスルーのために」においても、国立試験研究機関の再編成を含む見直しが提言されている。

本検討会では、厚生科学会議の提言を踏まえ、今後の国立試験研究機関の在り方について検討を行ってきたが、国立試験研究機関の活性化のために当面講ずべき措置についてのとりまとめを行ったものである。

2 国立試験研究機関の位置付け

- (1) 国立試験研究機関の基本的使命

国立試験研究機関の設置目的は、その役割から見ると、大きく

①行政の政策立案の方向を示す機能

②先導的・独創的研究を行う機能

③行政を支援する機能

に三分することができる。国民生活の向上、高齢化の進展

等の社会経済情勢の変化に伴い、厚生行政に求められる課題が変化していく中で、これらの機能の具体的内容についても推移が見られる。例えば、従来、国立試験研究機関の業務として大きな部分を占めていた検査検定部門は、民間製造業者等の製造・品質管理技術水準の向上、規制緩和の流れの中で、業務の質的転換が行われてきている。

また、近年の科学技術の進歩により基礎研究と応用研究の境界が徐々に薄れてきており、従来は大学等が中心であった基礎研究の分野についても、国立試験研究機関が積極的に取り組んでいく必要がある。

(2) 国立試験研究機関の現状と評価

現在、厚生省の国立試験研究機関としては、総合的な臨床研究センターの一部門として臨床部門と並置された形で研究所が設置されている機関（国立がんセンター研究所、国立循環器病センター研究所、国立精神・神経センター神経研究所、国立精神・神経センター精神保健研究所、国立小児病院小児医療研究センター及び国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所の6機関）と主として研究部門から構成されている機関（人口問題研究所、病院管理研究所、国立公衆衛生院、国立予防衛生研究所、国立多摩研究所、国立健康・栄養研究所及び国立衛生試験所の7機関。以下「7機関」という。）に大別することができる。

国立試験研究機関の現状については、例えば、昭和62年8月の科学技術会議答申「国立試験研究機関の中長期的在り方について」では、

- ①社会・経済需要への適時的確な対応力の不足
- ②研究交流の不足
- ③研究者の高齢化
- ④研究人材の確保の困難性
- ⑤研究推進における柔軟性の確保

が問題点として挙げられている。

厚生省の国立試験研究機関についても、創設以来抜本的な見直しが行われていないこともあり、こうした問題点を内包していることは否定できない。特に、設立年代の古い7機関については、時代の要請に十分応えられる試験研究体制をとっているとは必ずしも言い難い。

臨時行政調査会の答申に基づく行政改革の一環として、機関の組織及び事務・事業の見直し（いわゆる自主点検）が行われ、現在7機関の内部組織の改正が順次行われているが、あくまで各機関単位のものであるため、機関相互の役割の見直しという点にまでは及んでいない。

(3) 期待される機能と役割

(1) の基本的使命を踏まえ、今後の国立試験研究機関が重点を置いて推進すべき課題には、次のようなものがあげられる。

- ①国民の健康、安全性の確保等厚生行政を支援する試験・研究の推進
- 例 医療技術アセスメント、効率的かつ正確な安全性試験方法の確立、生活環境・食品等の安全性評価、

慢性疾患等の疫学研究

- ②大学、民間等他の研究機関では総合的に対応できない分野の研究の推進

例 長寿科学研究、希少感染症研究、保健医療の政策研究

- ③大規模研究プロジェクト及びニーズの高い研究の実施の中核としての役割

例 がん研究、循環器病研究、エイズ研究、疾病遺伝子の解明、医療機器・医用材料の研究

- ④試験研究の基盤となる資料、規格、材料、情報等の作成及び普及

例 遺伝子バンク、細胞バンク、病態モデル動物の開発、病原体情報

3 国立試験研究機関の活性化を図るための方策

後述する試験研究機関ごとの改革方策を効果的に推進するためには、以下のような全般的・共通の方策に積極的に取り組むことが必要である。

(1) 試験研究施設等の充実

国立試験研究機関の活性化を図り、研究交流においても中核的な役割を果たすためには、試験研究施設・設備等の整備、研究支援機能の充実等の研究環境の改善を図る必要がある。

また、高額機器等については研究機関間における共同利用を促進することにより、効率的な利用を図っていくべきである。

(2) 研究企画部門の強化

国立試験研究機関の研究を機能的かつ効率的に推進するためには、機関内の各研究を調整し、整合的に行うことが不可欠である。このため、機関内の組織体制について検討していくべきである。

(3) 研究費の確保

国立試験研究機関を活性化するためには、施設等の充実に限らず、国立試験研究機関の研究者を主たる対象とした大規模なプロジェクト研究の創設を考慮すべきであり、そのための十分な研究費を確保すべきである。

(4) 研究者の養成・確保

国立試験研究機関が第一級の研究機関として業績を上げていくためには、長期的視野に立って研究者の養成・確保に努めていかなければならない。

特に第一線で研究を行う若手の研究者の果たす役割が増大している状況の下で、若手の研究者を独創的研究に取り組ませるためには、現在の画一的な研究費配分を改めるとともに、主として若手の研究者を対象とした公募制による新規の研究プログラムを創設すべきである。

また、急速に変化する研究需要に対応するため、流動研究員制度を拡充することにより、優秀な若手の研究者の活用を図っていくべきである。

(5) 人事交流の促進

①研究機関間の人事交流の拡大

現在、各試験研究機関間での人事交流は一部を除き、ほとんど行われていないのが実情であるが、各機関の活性化を図り、適材適所に人材を配置するために、機関間の人事交流を積極的に進めていくべきである。

②行政官と研究機関の研究者との人事交流の拡大

医療システムの研究等政策立案を支援するための研究を行っていくためには、研究の実績がある行政官が研究機関に出向して行政的な観点からの研究を進めるべきである。また、研究機関の研究者を本省に出向させることにより、行政需要の研究機関への的確かつ迅速な伝達を図るべきである。

③国立病院・療養所と研究機関との人事交流

国立病院・療養所の医師等のうち研究志向のある者については、一定期間国立試験研究機関に研究者として併任させる等の方法により、研究の便宜を図る一方、国立試験研究機関の研究者が臨床研究を希望する場合、国立病院・療養所が協力する等、基礎研究と臨床研究の連携を図っていくべきである。

(6) 大学等他研究機関との研究交流の促進

(略)

(7) 国際研究交流の促進

(略)

(8) 養成訓練の充実

科学技術が急速に進歩し、行政ニーズが多様化する中でこれに的確に応え、専門性が発揮できる人材に対する期待は大きく、その養成訓練は重要である。

また、開発途上国の専門家に対する養成訓練についても適切に対応していかなければならない。

養成訓練は、これまでそれぞれの機関で独自に研修プログラムが組まれ、実施されてきたが、厚生省として担うべき研修を体系的に整備し実施していくためには、組織的に一元化され、本省、全研究機関が協力する体制を確立することが望まれる。

このため、将来的には、国立公衆衛生院で一元的に企画、運営を行う体制の整備を検討すべきである。

また、本省、各試験研究機関、地方自治体等の関係者から構成される企画委員会を設け、研修の企画調整、カリキュラムの編成、講師の選定等を行い、厚生省全体として協力する体制を構築していく必要がある。

これらの具体化のため別途検討を行い可能な部分から順次実施していくべきである。

(9) 検査検定の合理化

(略)

(10) 研究評価体制の確立

国立試験研究機関の研究評価の在り方については、厚生

科学会議がとりまとめた「研究評価の基本的あり方」(平成元年8月)で述べられており、この報告に沿って今後具体的な研究評価体制の整備を推進するべきである。

(11) 情報のネットワークの整備

情報化社会の中で情報の持つ意味、果たすべき役割はますます高まってきており、種々の分野で情報ネットワークの確立のための方策が講じられている。こうした状況を踏まえ、厚生省においても化学物質や毒性についてのデータベースの作成等で国際的に貢献していかなければならない。また、国立試験研究機関の情報化に対する取組みは、他省庁が研究機関独自の情報処理のための組織を有しているのに比較して立ち遅れが目立っている。このため、各機関での分散処理システムを考慮した高度情報機器の導入により研究業務の効率化を図っていく必要がある。さらに文献情報の有効利用を図るため、文献や資料の共同利用についても検討すべきである。

(12) 試験研究材料の供給体制の整備

(略)

(13) 研究支援財団の整備

(略)

4 国立試験研究機関の見直し

(1) 見直しに当たっての考え方

今後の国立試験研究機関は、近年における厚生行政を取り巻く状況の変化、国民の生活の質の向上への要求、あるいはバイオテクノロジー、情報科学等の科学技術の進歩や科学技術の国際化の流れを十分に踏まえ、今後の厚生科学研究の推進の中核的な機関としての役割を担っていかなければならない。

このためにはそれぞれの機関がこれまでの果たしてきた役割、実績等を勘案しつつ、将来を展望してそれぞれの機関の役割の見直しを行っていくべきであり、以下に具体的な内容を述べていくこととする。

なお、各試験研究機関の名称については、組織の見直しに合わせ、各施設の新たな研究機能を的確に表現したものに改めていくべきである。

(2) 見直しの具体的方向

① 国立公衆衛生院について

国立公衆衛生院は公衆衛生関係の広範な研究と公衆衛生従事者の養成訓練を行ってきた。現状については、カバーしている研究分野が多方面にわたっている結果として、他の国立試験研究機関と重複する研究分野が特に実験系の研究部で多くみられ、研究機関の役割分担上問題があることが指摘されている。

また、養成訓練についても行政の第一線の要望に応えられるものに必ずしもなっていないことが指摘されており、今後高度多様化する行政需要に的確に応え、専門性を発揮でき

る人材の養成を積極的に行っていくべきである。

このため、国立公衆衛生院については、次のような考え方で組織の再編成を行う。

ア) 保健医療情報の解析・活用方法の研究や糖尿病等の慢性疾患、難治性疾患の疫学的研究等保健医療行政の現場で求められている研究分野を拡充する。

イ) 他の研究機関では体系的に取り組まれていない水道、廃棄物処理、居住環境等の環境衛生関係の分野について、研究を推進するためセンターを設けることを検討することとし、それ以外の実験系の研究分野については、適切な養成訓練を行う体制を確保できる範囲で他の研究機関との調整、再編を行う。

ウ) 養成訓練の在り方に関する検討を踏まえ、公衆衛生従事者の養成訓練の中心的施設として、組織体制の整備充実を図る。

② 国立多摩研究所（国立らい研究所）について

国立多摩研究所は、らいという単一の感染症を研究する機関として活動しているが、発足時点と比較すると我が国における新規の患者発生が極めて少数であること、有効な医薬品が開発されている等の状況が存在する。

その一方でらいに関する研究の世界的な動向を見てみると、近年のDNA組替え技術等の発展を踏まえ、分子生物学的アプローチが主流となっているが、現状の国立多摩研究所はこのような動向に必ずしも対応しているとは言いがたい。

厚生省には感染症の総合的な研究所として国立予防衛生研究所が存在しているが、国立多摩研究所の活性化を図っていくためには国立予防衛生研究所との人事交流、共同研究を行っていくとともに、先端技術を修得した若手研究者を積極的に採用する等の措置がとられるべきである。

また、東南アジア等現在でも新規発生患者を多く抱える諸国では、らいの制圧は大きな課題であり、我が国として国際医療協力の一環としてらいの研究研修体制を整備する必要がある。

中長期的には国立予防衛生研究所との横断的な組織の再編を行い、らい以外の感染症、宿主免疫等の分野についても研究を進めていくべきである。

③ 病院管理研究所について

病院管理研究所はこれまで病院の経営管理、医療管理、病院建築の研究及び研修を行ってきた。しかしながら今日病院が抱えている問題は病院内部の問題だけではなく、医療政策、保健医療システム等厚生行政の展開と密接な関連を有しているとの認識から、平成2年度に組織改革が行われ、名称が「国立医療・病院管理研究所」、研究部門が「医療政策研究部」「医療経済研究部」「施設計画研究部」に改正されることとなっている。

今後は、組織改革に沿った形で実質的に保健医療に関する政策研究が強化されることが望まれる。

④ 国立予防衛生研究所について

国立予防衛生研究所は厚生省所管の研究機関のうち最も規模が大きい機関であり、感染症等を中心とした疾病の研究を行ってきた。

戦後の感染症が猛威をふるった時代に東京大学伝染病研究所（当時）から分離されて設立された経緯からも従来はワクチン等の検査検定業務及びこれに伴う研究が中心であった。

しかしながら、疾病構造の変化、エイズ・肝炎等の新しい形態の感染症の発見、分子生物学の急速な進歩等の結果として、国立予防衛生研究所の研究体制を大幅に見直す必要に迫られている。

国立予防衛生研究所のこれまでの特色を生かし、今後の生命科学の研究をリードしていくためには、行政ニーズの高いワクチン等生物製剤の開発と安全性に関する研究に加え、免疫学、分子遺伝学等を活用してプロジェクト方式による流動的な研究体制を確立することにより、常に組織の活性を維持し研究業績を挙げていくことが求められている。

また、従来行われていた感染症を中心とするレファレンスとサーベイランス機能を強化し、地方衛生研究所ネットワークの中心的存在としてリーダーシップを発揮していくべきである。

現在国立予防衛生研究所は新宿の戸山地区への移転を進行中であるが、これが完成後は国立病院医療センターとの連携の下に感染症等を中心とする基礎研究、臨床研究を総合的に進められるよう、組織の見直しを進めていくべきである。

⑤ 国立衛生試験所について

高度複雑化する社会の中で、国民の健康で安全かつ快適な生活を確保していくためには、人体に対するリスクを最小限に抑えるための科学的総合的な安全性に関する研究を従来にも増して推進する必要がある。

国立衛生試験所は医薬品及び食品、空気、水等に含まれる化学物質等の安全性に関する試験研究を通じてこの課題に应运ってきたと言える。

しかしながら、科学技術の発展により人体が触れる化学物質は質量ともに急速に増大しており、現在の限られた組織人員の中では必要な調査研究に全て応えていくことは困難な状況になっている。さらに、例えば医療機器の安全性に関する試験研究業務のように従来から必要性は指摘されながら、組織的な対応がなされていない分野や薬用植物、食品保健等のようにさらに内容の充実を図っていくべき分野もあり、今後の強化が望まれる。

また、研究機関としては上記のようなレギュラトリイ・サイエンスに重点を置きつつ常に最先端の科学技術の進歩に貢献することにより、組織全体の活性化を図っていくことが重要である。近年、創薬科学技術に対する組織的取り組みが求められているが、国立衛生試験所においても積極的に貢献していくべきである。

⑥ 国立健康・栄養研究所について

国立栄養研究所については、平成元年10月から臨時行政調査会答申に基づく自主的点検により、「国立健康・栄養研究所」に改正され、運動や休養も含めた健康増進に関する総合的な研究体制の整備を行った。

長寿社会を迎え、国民が高齢になっても健やかで豊かな生

活を送るための基盤として、国民の健康増進は今後一層重要となるため、関連する他機関との連携を行うとともに分子生物学等の先端科学技術を取り入れることにより研究の充実を図る。

⑦ 人口問題研究所について

人口問題研究所は、人口問題に関する我が国唯一の公的な研究機関として、人口研究をリードしてきたが、近年、急激な出生率の低下が憂慮されている中で出生率低下の原因やその影響などについて、家族や家庭の動向・機能を含め総合的な研究を一層進めていくことが期待される。

また、人口問題が地球的規模で大きな課題となっていることを踏まえ、諸外国の研究機関等との国際研究協力をさらに推進すべきである。

⑧ その他の機関について

その他の既存の機関については、国立試験研究機関として共通に抱える問題点は存在するものの、設立年代が比較的新しいこともあり、それぞれの研究分野について当面大きな見直しを行う必要性が低いことから、3の国立試験研究機関の活性化を図るための方策に述べた事項について着実に実施し、その上で組織のあり方について中長期的な各分野の研究動向を勘案しながら改めて見直しを行うべきである。

⑨ 新たな分野への対応

厚生省として新たに対応すべき研究分野については、個々の機関のところで一部述べたが、それ以外にも例えば長寿科学研究、臓器技術（人工臓器、臓器移植）、医用材料、医療機器、健康機器等の研究開発、遺伝子解析技術の研究開発等、進めていかなければならない課題も多い。

このうち特に長寿科学研究については、長寿科学研究センター検討会報告書「長寿科学研究の振興のために」（平成元年11月）がだされたところであるが、今後の長寿社会を迎えてこの分野の研究の必要性は増大することから、長寿科学研究センターの早期設立に向けて積極的に対応していくべきである。

また、臓器技術、医用材料、医療機器、健康機器等の研究開発は国立試験研究機関を核としながら大学、民間企業等と学際的・流動的な研究体制を組織することにより順次対応していくべきである。このため研究進捗の状況や規格、基準等について民間企業や研究者からの相談に応じるための窓口を開設し、研究の促進を図るべきである。

一方、安全性、有益性の問題で国民の関心が高く、今後研究内容の深化が必要な食品保健分野については、食品保健関連試験研究部門の連絡調整の場を設け、研究の充実を図るとともに、関連研究部門の一元化についても検討することが望まれる。

⑩ 三研合築について

現在国立予防衛生研究所、国立健康・栄養研究所及び病院管理研究所は新宿の戸山地区の国立病院医療センター隣接地での合築を進行中であるが、これに合わせ、医療センターとこれらの機関が有機的連携を保ち、高水準の研究活動ができるよう弾力的、効率的運営を行う必要があり、そのための具体的な方策の検討を進めるべきである。

(3) 厚生本省の組織体制に関する検討

研究者の流動性の確保、研究分野の見直し等を弾力的に行い、国立試験研究機関全体としての効率性、機動性を高めていくためには、現状のように各機関の所管が区々に分かれていることは望ましいとは言えない。

従って、国立試験研究機関間の指導監督の調整、連携の強化を行うために本省の組織について検討していくべきである。

(4) 改革の進捗状況のチェック

今後は本報告書で提言された改革方策を年次計画をたて着実に実施するとともに、平成2年度から実施される予定の各研究機関の研究評価の結果を参考としつつ、定期的な見直しを行うべきである。そのため、新たに恒常的な企画評価の委員会を設けることが望ましい。

5 おわりに

本報告においては、当面改革すべき課題について、その方向を述べたところである。厚生省においては、これに盛り込まれた事項について、速やかに実施に移されたい。

8. 国立試験研究機関の改革方策（要旨）

1990年4月

厚生省国立試験研究機関等将来構想検討会

国立試験研究機関等将来構想検討会は、厚生科学会議の提言をふまえて昭和63年10月から国立試験研究機関の今後の在り方について幅広く検討を行い、今般、取りまとめを行ったものであり、要旨は以下のとおりである。

（国立試験研究機関に期待される機能と役割）

- (1) 国民の健康、安全性の確保等厚生行政を支援する研究の推進
- (2) 大学、民間等他の研究機関では総合的に対応できない分野の研究の推進
- (3) 大規模研究プロジェクト及びニーズの高い研究の実施の中核としての役割
- (4) 試験研究の基盤となる資料、規格等の作成及び普及

（国立試験研究機関の活性化方策）

- (1) 試験研究施設等の充実
- (2) 研究企画部門の強化
- (3) 研究費の確保
- (4) 研究者の養成・確保
- (5) 人事交流の促進
- (6) 大学等他研究機関との研究交流の促進
- (7) 国際研究交流の促進
- (8) 養成訓練の充実
- (9) 検査検定の合理化

- (10) 研究評価体制の確立
- (11) 情報のネットワークの整備
- (12) 試験研究材料の供給体制の整備
- (13) 研究支援財団の整備

(国立試験研究機関の見直しの具体的方向)

- (1) 国立公衆衛生院
 - ・保健医療情報の解析・活用方法の研究等の保健医療行政の現場で求められている研究分野の拡充
 - ・水道、廃棄物処理等の環境衛生分野の研究を推進するためセンターの設置を検討
 - ・上記以外の実験系の研究分野において、適切な養成訓練の実施体制を確保できる範囲で、他の研究機関との調整、再編の実施
 - ・養成訓練の在り方に関する検討を踏まえ、公衆衛生従事者の養成訓練の中心的施設として組織体制を整備
 - ・以上の諸点を踏まえた組織の再編成を実施
- (2) 国立多摩研究所
(略)
- (3) 病院管理研究所
 - ・平成2年度に組織改革を実施し、名称を「国立医療・病院管理研究所」に改正し、研究部門を「医療政策研究部」、「医療経済研究部」、「施設計画研究部」に改正
 - ・組織改革を踏まえ、保健医療に関する政策研究を強化
- (4) 国立予防衛生研究所
 - ・免疫学、分子生物学を活用したプロジェクト方式による流動的な研究体制の確立
- (5) 国立衛生研究所
 - ・レギュラトリイ・サイエンスの確立に向けて研究体制の強化
 - ・医療機器の安全性に関する試験研究業務等の強化
 - ・創薬科学技術に対する組織的取り組み
- (6) 国立健康・栄養研究所
 - ・他機関との連携や先端化学技術の活用により健康増進に関する研究を一層充実
- (7) 人口問題研究所
(略)
- (8) 新たな研究分野への対応
(略)
- (9) その他
(略)

9. 国立公衆衛生院の組織再編について (提案)

1990年5月11日
国立公衆衛生院

1 国立公衆衛生院の基本的性格

公衆衛生従事者（主として技術者）の卒後教育機関であり、これに対する公衆衛生分野の調査研究を行う。（厚生省組織令第98条）

（WHOにより、わが国唯一のSchool of Public Healthとして認定されている）

1) 養成訓練について

長期系統教育と短期生涯教育を実施し、わが国の公衆衛生活動の中核となる人材の育成と現任従事者の専門性向上に当たる。同時に国際コースを設置して海外の公衆衛生技術者の専門性向上に資する。

2) 調査研究について

公衆衛生の卒後教育機関として「健康政策に係わる部門」(A)、「環境—健康評価に係わる部門」(B)、「環境衛生理工学対策に係わる部門」(C)の3部門を備え、上記の養成訓練を充実すると共に公衆衛生諸活動とりわけ保健医療行政および生活衛生行政を支援しうる調査研究を行う。

3) 企画・運営・整備・評価等について

上記の養成訓練および調査研究の企画・運営・整備・評価等については外部メンバーを含む恒常的な審議機関を設置して、総合的な調整を図る。

2 組織再編の基本的考え方

「国立試験研究機関の改革方策」の骨子に沿って、組織再編につき努力する。

1) 養成訓練の一元化について

公衆衛生従事者の養成訓練に関する一元的な企画、運営を行う体制の整備を行うため、厚生省内に設置が予定されている委員会に参画して検討する。

2) 組織再編の方向について

前記(A)部門および(C)部門を拡充する方向で再編すべく検討する。

3) 組織再編の手順について

公衆衛生従事者の卒後教育機関として、設置が予定されている委員会の審議経過を踏まえたうえで、教育活動に関する部門別バランスを調整する。さらに他試験研究機関の研究機能との関連性を検討したうえで専門職集団の再編を図り、組織再編に結びつける。

3 タイムスケジュール

早急に素案を作成したうえで、外部の識者を加えた委員会を発足させ、移転計画の進行を勘案しながら順次具体化を進める。

1) 平成2年度

- 5～9月 ・養成訓練の一元化および組織再編の方向につき院内委員会で検討。
- ・(A)部門、(C)部門の拡充を図る方向で、院内における部門別職員数の配分を検討する。
- ・(C)部門の拡充についてはセンターを設けることについても検討する。
- 10～3月 ・上記の院内素案につき外部の識者を加えた委員会で客観的な判断を行い、実現可能な案をまとめる。

2) 平成3年度

- 5～9月 ・まとめられた具体案に基づき、実現可能なものから順次平成4年度予算要求に反映させる。
- 10～3月 ・移転計画との関連性を考慮しつつ再編の準備に着手する。

3) 平成4年度以降

- ・新体制に基づき、移転計画との整合性を図りつつ具体的再編を進める。

10. 「国立公衆衛生院における教育研修の改革の方向について(案)」に対する意見

1994年3月29日

国立公衆衛生院 院長 横山 栄二

「国立公衆衛生院教育研修検討会」の石丸委員長及び各委員の熱意ある御検討、及び厚生科学課の各種努力に深く感謝するものである。

本日「国立公衆衛生院における教育研修の改革の方向について(案)」を頂いた。国立公衆衛生院の専門課程等に対する本委員の意見の大略は先日配付させて頂いた所であるが、本案に対する基本的意見を予め提出させて頂く。

1. 本案は国立公衆衛生院(以下、院)における教育研修の改革の基本的方向を示すものであり、現在の各種課程を含めた具体的構築は今後の検討にまつものと理解する。

2. 本案における改革にあたっての基本的観点は、①地域保健の改革に備えて院の教育研修はそのリーダーの養成に重点をおく、②学位制度及び大学院制度の弾力化、例えば提案されている公衆衛生学連合大学院が機能する様な状況下にあっては、院が学位取得を目的とする教育研修を実施する必要は少ない、という点にある。

3. 地域保健の新たな展開の下に、院には“総合的な企画調整や指導性の求められる”地域保健のリーダーの養成が期待されているが、院の教育、特に長期にわたる教育課程は従

来から公衆衛生活動の中核をなす人材の養成を目的としてきており、その基本路線に特に変更のあるものではないと考える。

本案においてはこのような能力を有する人材の養成はいわゆる現任教育によって行うべきとしている。しかしこのような人材の養成は単に知識や技術の習得によって成し得るものではなく、総合的な公衆衛生に関する教育・即ち系統的卒後教育を通じて達成できるものである。

4. 学術会議予防医学研究連絡委員会による“公衆衛生大学院大学(仮称)構想”、いわゆる連合大学院構想は我が国公衆衛生の卒後教育の発展の上で多とするものである。またその実現に向けての努力も十分に受け止めたい。院は従来から我が国に複数のSPHの必要性を主張してきている所である。

勿論この構想は今後文部省を初めとする各方面において検討されるものと受け止めている。本委員は依然我が国公衆衛生卒後教育に対する院の教育研修の必要性を信じるものである。

ともあれ、学位制度の弾力化、特に連合大学院構想等を下敷に院における大学院的、或いはSPH的教育研修の必要性は低いとする以上、少なくとも本大学院の実現の見通しについてより明らかにする事が求められるであろう。なお将来連合大学院構想が院の教育研修課程も位置付けられた形で実現する事は、院の教育研修レベルは当然の事ながら大学院レベルに合致したものでなければならない事を示唆しているものと考えている。

5. 上記構想が実現するまでは、院は地域保健の改革に的確に対応しつつ、SPH的役割を継続する事が求められると考える。そうしない限り、指導的公衆衛生技術者の養成に支障を来し、また国際的信望を失う恐れがあると考えている。

6. 本案は新卒者の公衆衛生教育については殆ど触れていない。勿論厚生省付属機関である以上現任者の教育研修が優先する事はいうまでもない。しかし公衆衛生分野で働く事を希望する新卒者、特に医師以外の新卒者の訓練機関が他に少ない現状においては、新卒者の教育は公衆衛生技術者の養成上意義ある所と考えられる以上、新卒者の教育研修はこれを継続せざるをえない。

7. 国際協力との関係において院の役割は大きいと評価されている事に敬意を表する。今後とも国際協力事業の実施体制の充実に各方面からの御指導を願いたい、なお外国からの留学生に対しては、従来どおりの対応をする事になる。

8. 院は教育研修の改革に積極的に取り組むつもりであり、教育科目(御提示頂いたカリキュラムに感謝する)。教育研修の形態や実施体制に関する御批判には謙虚に対応するものである。

ただ、職種別でない総合的教育を実施している事が専門

課程の特徴の一つである事を申し上げたい、即ち、若干の専門科目を除き、職種に係わり無く必須科目は同一であり、また選択科目プログラムも共通であり、特に合同臨地訓練は各方面から評価されているものである。

9. 本検討会においては調査研究事業についての討論は少なかったと記憶する。本案における報告内容は、「国立試験研究機関の活性化方策」や「グランドデザイン」報告書内容と特に異なるものではないと理解する。

11. 国立公衆衛生院における教育研修の改革の方向について

1994年6月29日
厚生省検討委員会

本検討会は、平成5年10年以来、国立公衆衛生院の教育研修事業のあり方について検討を重ねてきたところであるが、改革の基本的な方向について以下の通りとりまとめたので報告する。

厚生省におかれては、本報告を踏まえ、国立公衆衛生院の移転の際に国立公衆衛生院の教育研修事業について改善が図られるよう要望する。また、調査研究事業についても厚生省試験研究機関の見直しにあわせて本報告の趣旨が反映されるよう要望する。

1 教育研修事業について

(1) 国立公衆衛生院の教育研修事業の見直しの必要性

①国立公衆衛生院の教育研修事業の沿革

国立公衆衛生院は、昭和13年、公衆衛生技術者の養成訓練及び公衆衛生に関する学理応用の調査研究等を行う厚生省の附属機関として設立された。戦時中昭和15年から21年まで厚生省の他の研究機関と統合されたが、戦後、占領軍の指導もあり、当時低下していた公衆衛生水準を向上させるために整備された保健所に配置する人材を養成する機関として昭和21年に再建された。当時の教育研修は、短期間に多数の保健所職員に研修を行う必要から短期課程を中心としていた。昭和30年代には、ようやく戦後の混乱から脱したが、工業化、都市化等による新たな公衆衛生の課題に対処するため、昭和31年には教育課程は長期課程（1年）と短期課程（3月）による体系に組み替えられた。その後昭和35年には厚生省に総合的な公衆衛生従事者の教育訓練の制度化を検討するため「公衆衛生教育制度調査検討会」が設置され、この報告に基づき昭和39年には、専攻課程（1年）新任医官等を対象とする基礎課程（3月）及び現任訓練を中心とする特別課程（3月）に再編された。

昭和50年代に入ると、高齢化社会の到来、疾病構造の変化、国民のライフスタイルの変化等保健衛生行政をめぐる状況の変化に対応して健康づくりなど新たな公衆衛生行政の展開が求められるようになった。このため、公衆衛生技術者に

求められる知識及び技能も多様化、高度化し、その教育研修の充実が必要となった。また、昭和51年から学校教育制度の改正によりいわゆる独立大学院の設置が可能となったことから、厚生省に「公衆衛生教育制度改善検討委員会」が設置され、その検討の結果、昭和53年3月に大学院の博士課程及び修士課程に相当する課程を設けること等を内容とする報告が行われた。これを受けて、国立公衆衛生院の教育課程は昭和55年から、研究課程（3年）、専門課程（2年）専攻課程（1年）、特別課程（1月）等の教育研修体系が整えられた。

国立公衆衛生院の教育研修事業はこうした経過をたどっているが、設立以来の現在までの研修実績は約2万6千人に達している。

②今後の行政の動きと教育研修事業

急激な人口の高齢化や出生率の低下、感染症から慢性疾患を中心とした疾病構造への変化、国民の健康意識の変化、情報化・国際化等の社会経済の変化に伴い、公衆衛生行政の守備範囲は拡大し、複雑化している。このため、今後の行政には、こうした状況の変化に対応し、従来の社会防衛的な視点に加えて、サービスの受け手である生活者個人を重視した地域保健の充実が求められている。地域の住民の多様化する価値観やニーズに対応した行政の実施のためには、住民に身近な市町村が中心となり、福祉とも連携したサービスの提供体制が求められている。また、保健所には市町村のサービス実施体制を支援する専門的、技術的拠点としての機能が求められている。

こうした新しい行政の展開のためには、サービス提供の要となる医師、保健婦等をはじめとする多くの公衆衛生技術者がそれぞれの役割を果たしていけることが課題となる。地域保健の見直しに伴い、今後、国、都道府県及び市町村のそれぞれの役割に応じた新しい事業の展開が求められ、これに対して各実施主体がマンパワーの確保と資質の向上に取り組むことが必要である。このため、マンパワーを計画的に配置するのみならず、これらの職員が必要な知識及び技能を修得できるような教育研修体制が必要である。

③公衆衛生技術者の教育研修における国の役割

今後の公衆衛生従事者の養成については、地域保健サービスの実施主体である保健所、市町村の体制の充実を図るため、公衆衛生に従事する人材の確保、養成は実施主体である都道府県や市町村の責務であるのみならず、わが国全体を視野に入れて取り組むべき問題として、公衆衛生、地域保健を推進する国の責務のひとつでもある。

都道府県や市町村の地域保健事業に従事する職員も含め、公衆衛生技術者の教育研修を体系的、計画的に実施するためには、国と地方公共団体とが適切に分担することが必要であり、この場合、市町村や保健所の一般職員を対象にした研修は地域事情や受講可能性を考慮し、保健所、地方衛生研究所を中心に都道府県レベルで実施することが適当であるが、総合的な企画調整や指導性の求められる地域保健のリーダーを養成するための研修、新技術の普及のため特別の設備や技術を必要とする研修等は、国立公衆衛生院など国に

において実施することが適当である。

(2) 公衆衛生技術者の教育研修のあり方

① 卒後教育と現任訓練

公衆衛生分野の教育研修においては、学校教育において専門分野の知識及び技能を身につけて公衆衛生に従事している各職種の職員をさらに実践的あるいは他職種との連携など総合的な視点から再教育するとともに、地域の公衆衛生技術者として行政の遂行に必要な実践的な知識及び技能を修得される養成訓練が求められる。

従来の公衆衛生技術者に対する教育研修の実施状況をみると、医学系の大学においては行政に求められる幅広いニーズに対応した公衆衛生技術者に対する卒後教育や現任訓練を実施しているところは限られていた。また、国が民間機関への委託等により実施しているものも、必ずしも体系的に実施されているわけではなかった。こうしたなかで国立公衆衛生院のこれまでの教育研修は、いわゆるスクール オブ パブリックヘルスとしての発展をめざしつつ、大学院として学術研究を指向する卒後教育と現場の公衆衛生技術者の現任訓練の2つの目的を並立させる努力を行ってきた。

しかし、今後、市町村を中心に地域保健サービスを実施し、これを保健所が支援していく新しい地域保健の改革を実施していくためには、市町村をはじめとする地方自治体の職員に対する現任訓練の内容を充実していくことが急務である。したがって、国立公衆衛生院には、今後、いわゆる大学院としての卒後教育よりはむしろ地域保健の現場に従事する公衆衛生技術者に対する体系的な養成訓練及びその訓練を行う指導者の育成を優先課題として取り組むことが求められている。

② 近年の学位制度の動向と国立公衆衛生院

学校教育の体系と国立公衆衛生院の教育研修との関係をみると、現在の国立公衆衛生院の教育研修体系は、昭和53年の「公衆衛生教育制度改善検討委員会」の報告書をもとに昭和55年度から実施されている。当時は昭和51年の学校教育法の改正により、学部を設置しない独立大学院が制度的に認められたことを契機に検討が行われ、この検討委員会の報告に基づき、3年の研究課程が博士課程に、2年の専門課程が修士課程に相当するものとして設けられ、国立公衆衛生院が実質的に大学院としての教育研修形態を備えるに至った。

このように、国立公衆衛生院の教育研修事業の発展の経過をみると、公衆衛生行政に必要な技術者の養成訓練を行うための改編とともに国立公衆衛生院がわが国で唯一の諸外国のスクール オブ パブリックヘルスに相当する機関として独立大学院となる機能を備え、修了者に学位を取得させることを目標に組み立てられたものと考えられる。しかし、これらの課程修了者に対しての学位の授与については、諸般の事情により現在まで実現していない。このため、国立公衆衛生院は、特に外国からの研修生の希望に配慮し、独自に英文で専攻課程にはDiploma、専門課程にはMaster、研究課程にはDoctorの称号を与える修了証書を付与している。

一方、学位制度及び大学院制度については近年その弾力化が進んでいる。学位制度については平成3年に大学以外の教育機関での教育課程修了者に学位の取得を可能とした学位授与制度が発足し、国立公衆衛生院についてもこの制度の適用を検討した経過がある。大学院については大学院設置基準の改正により大学院のあり方、履修の形態が多様化してきており、日本学術会議の予防医学研究連絡会議からは公衆衛生連合大学院構想が提案されている。

こうしたことから、国立公衆衛生院の教育研修と学位の関係について現時点において次のように整理することができる。第1に、昭和53年当時の学校教育の体系では国立公衆衛生院が独立大学院という形態をとり学位授与が可能な形をめざすことにも意義があったが、現在では、国立公衆衛生院が独立大学院として学位取得を目的とする研修を実施する必要性については再検討する時期に至っている。第2に、地域保健サービスの実施体制の改革を達成するためには、高度化、多様化する行政需要に応じて専門性、指導性を発揮できる人材を地域で養成確保できるかが重要であり、国立公衆衛生院には、公衆衛生技術者の養成訓練及びその指導者の養成という当面する課題に取り組むことが必要であると考えられる。

国立公衆衛生院の教育研修の見直しについては、このような観点から、現在の国立公衆衛生院の研究課程、専門課程について次のことを指摘することができる。まず第1に、国立公衆衛生院に修士相当課程、博士相当課程を設置した当時の理由のひとつとして、独立大学院として必要な単位数（教育時間数）がそれまでの1年または6月では確保できないことがあげられている。しかしながら、学位制度との関係で単独で公衆衛生学の独立大学院として2年あるいはそれ以上の期間の教育課程を必置しなくても対応が可能になりつつある。第2に、諸外国のスクール オブ パブリックヘルスにおける修士相当課程は一般的には1年が修業期間であり、また、世界保健機関（WHO）の「世界公衆衛生学校名鑑」（WORLD DIRECTORY OF SCHOOLS OF PUBLIC HEALTH）の掲載基準も最低1学年とされている。また、現実に昭和55年以来国立公衆衛生院の専門課程に1年を超えて在籍した者の実績は必ずしも多くない。こうしたことから、現在の博士及び修士相当課程の必要性はその見直しが必要と考える。また、独立大学院の体系を前提にした学位授与機構の対象施設とすることについても同様である。

なお、公衆衛生学は医学以外の学問分野も含まれる総合的な分野であり、行政実務との密接な関係も求められる。いわゆる公衆衛生技術者の卒後教育を考えた場合、総合的な課程が設けられることも必要である。また、卒後教育の充実には公衆衛生技術者の養成全体に資するものである。平成5年12月には、日本学術会議の予防医学研究連絡委員会から公衆衛生連合大学院構想が提案されているが、この構想においては、国立公衆衛生院の教育研修課程の一部を位置付けることも検討されている。したがって、厚生省においては、上記のように現任訓練に重点をおいた国立公衆衛生院の機能の見直しを行うにあたっては、従来国立公衆衛生院

が卒後教育として果たしてきた機能にも鑑み、この連合大学院構想が、国立公衆衛生院の移転の時期を目途に、国立公衆衛生院の教育研修課程も位置付けられた形で実現できるよう関係方面と連絡調整を行うべきである。

③ 国際協力との関係

国立公衆衛生院は教育研修のあり方を考える際に、わが国の保健衛生分野での国際協力の体制のなかでの国立公衆衛生院の役割をみておく必要がある。

国立公衆衛生院は、WHOが作成している世界公衆衛生学校名鑑に昭和40年から登載されており、このため、国立公衆衛生院は、国際協力の一環としてWHOの派遣研修生や国際協力事業団(JICA)の研修生を中心に主として発展途上国の研修生の受け入れを行ってきている。わが国の国際協力において、保健医療分野での期待は大きいものがあるが、このうち臨床の分野については、その中核施設として国立国際医療センターが開設されたところである。一方、予防や公衆衛生行政については受入機関として国立公衆衛生院が果たす役割は今後とも大きいものと考えられ、国際協力事業の実施体制を充実すべきである。なお、外国の研修修了者に対する修了証については、当面従来どおりの取扱いとするが、前述の連合大学院構想のなかで、これらの研修生についても学位が取得できる方途をあわせて検討するべきである。

(3) 国立公衆衛生院の研修の改善

今後の国立公衆衛生院の教育研修には、地域保健の指導者として必要な資質を養成するため、公衆衛生現場に従事する行政職員の現任訓練として必要な教育研修内容を備えていくことが必要である。こうした観点から、現在の教育研修内容を諸外国の公衆衛生大学院と比較しつつみると、①講義形式が中心であること、②専門職種ごとのコース設定が原則であること、③地域保健行政に求められる福祉との連携を考慮した福祉関係科目が少ないこと、あるいは④行政官としての基礎的科目が少ないこと等の問題点を指摘することができる。したがって、今後、国立公衆衛生院の教育研修には次のような改善を実施していく必要がある。

なお、この場合、保健所設置市をはじめ市町村の職員も地域保健・福祉の指導的立場に立つ者については受講できるものとする。さらに、地域における行政の推進体制の充実と公衆衛生関係者の層の拡大及び質の向上のため、医療、保健、福祉等の行政の職員以外にも受講の途を開くことを検討すべきである。

第1に教育研修科目については、次の事項について改善を行うとともに、前記の趣旨を踏まえ、独立大学院を前提とした科目構成については、行政現場の職員の現任訓練を第一義として抜本的な見直しを行うことが必要と考えられる。

①最新の情報システムを活用し、公衆衛生行政に対する多様化するニーズを把握し、適切に分析するための疫学、統計、情報処理等を充実する。

②保健所長等の地域の公衆衛生行政の指導的立場にある者の基礎的素養として必要な法学、行政学、生命倫理等の

科目を充実する。

③今後の地域保健の課題である保健、医療、福祉の連携に関する実践的能力を養成するため、社会保障や福祉関係分野についての内容を充実する。

④今後の保健所、市町村に求められるきめ細かな保健・福祉サービスの実施に必要な能力及びこれを指導していくための能力を修得させるため、ケアコーディネート、コミュニティオーガニゼーション、カウンセリング等の対人保健・福祉サービス技術に関する内容を充実する。

⑤対物保健サービスの分野においては、技術の高度化に対応し、新しい技術の修得、普及、定着を促進するため、他の機関では実施が困難な検査測定技術の実技及び処理システムの評価に関する科目を充実する。

このような教育研修科目の改善内容を盛り込んだ今後の国立公衆衛生院の主要な教育研修内容としては別表のようなものが考えられる。

第2に、教育研修の形態について次の点を改善すべきである。

①従来の講義中心の授業形式を改め、ケーススタディ等保健所、市町村等の実務との関連をもち、具体的な施策の立案・評価能力の向上に資する内容を中心に編成する。

②技術進歩に対応するため、食品衛生、水道、廃棄物等の対物保健分野の理化学試験、検査の実習については、実験設備を有する他の機関とも連携をとりつつ実施できるよう配慮する。

③医師、保健婦等の職種別でない総合研修をより積極的に実施する。

④研修期間の設定は、地方自治体から派遣される職員が参加可能なものであることを原則とし、長期課程についても原則1年間とする。

⑤研修内容を逐次改善するため、研修内容やその効果について、外部の専門家等による評価の実施方法の検討を行う。

第3に、教育研修の実施体制について次のような改善を実施すべきである。

①行政のニーズや国際的動向に適確に対応するため、講師に行政経験者や海外の研究者を招聘する。あわせて国立公衆衛生院の職員にも行政経験、海外経験をもたせる。

②教育研修機関内部に限らず、他の研究機関、民間からも積極的に外部講師を招聘する。

③科目に適した講師を選任するため、研修科目に関する内外の研究評価を行う体制を充実する。

④実技実習を中心とした研修内容については、国立公衆衛生院の施設設備では対応できなくなるおそれもあり、そうした場合には他の試験研究機関とも連携を図り、協力を得て実施する。

以上のような改善事項については、所要の経過期間を置いて実施することが必要であるが、この間にさらに最近の諸外国の実態等も踏まえ、具体的な教育科目について検討を進めることが必要である。

主要な教育研修内容（案）

分 野	主な内容
行政（一般行政） （厚生行政）	地方自治法，民法，行政法，行政計画，社会調査，経営管理 保健医療行政，生活環境行政，福祉行政
社会・経済	行動科学，国際保健，財政，生命倫理，社会保障
統計・疫学	統計，疫学概論，臨床疫学，情報理論
医療	医療システム，医療計画，医療経済
地域保健福祉技術	カウンセリング，看護・介護，システム・マネジメント
疾病対策	感染症予防，母子保健，精神保健，口腔保健，特定疾患
成人保健	成人病対策，老人保健
食品・栄養	食品衛生，健康増進，栄養
化学・薬学	薬事，化学物質
環境保健	水道，廃棄物，生活環境，放射線

2 調査研究事業について

(1) 研究分野

国立公衆衛生院の研究機能については，従来，教育研修事業との関係で公衆衛生の広い範囲における研究分野をカバーしてきた．このうち，水道，廃棄物等の分野の研究のように厚生省の他の試験研究機関ではその分野の研究を実施する機能がなく，国立公衆衛生院の試験研究機関としての役割分担が明確なものと，国立公衆衛生院の教育研修機能を維持するために設置されており，他の研究機関の研究分野と重複するものがある．このため，教育研修科目にあげられた分野すべてについて現在の研究機能を維持していく必要性は少ないと考えられるので，研究分野については試験研究機関全体の事業の見直しとも関連してこの際抜本的に整理することが必要である．

教育研修を研究の動向や行政のニーズに対応して充実させていくためには，教育研修科目全体に関する内外の調査研究成果を評価するための研究が必要であり，また，地域保健の改革など公衆衛生行政の動き，地域の保健福祉計画の策定手法，各種行政遂行のための技術等の研究についても，その研究機能を充実するべきである．

水道，廃棄物等の分野の研究については，厚生省の他の試験研究機関では実施していないものであり，設備機能面も含めて充実を図るべきである．

(2) 研究体制

研究体制のあり方や研究評価については，厚生省の試験研究機関全体のあり方として別途検討されるべきであるが，従来から指摘されているように，①流動研究員制度の積極的導入，②国立試験研究機関，大学，地方衛生研究所等と

の連携強化，③官民共同研究や国際共同研究への積極的参画，④研究課題の設定方法の改善に取り組むべきである．

また，他の試験研究機関と同様，研究成果の評価，公表等について充実すべきである．

国立公衆衛生院における教育研修に関する検討会
委 員 名簿

	氏 名	所 属
	青山 英康	岡山大学医学部教授
	赤坂 裕三	京都府保健環境部長
◎	石丸 隆治	ヒューマンサイエンス振興財団専務理事
	岡田 晃	金沢大学学長
○	上村 一	東京厚生年金会館館長
	小林 秀資	厚生省大臣官房審議官
	小林 康彦	水道管路技術センター専務理事
	坂上 正道	日本医師会副会長
	豊川 裕之	東邦大学医学部教授
	前田 和甫	帝京大学医学部教授
	横山 栄二	国立公衆衛生院院長

（五十音順）

◎は座長，○は副座長

12. 21世紀に向けた厚生科学研究の総合的推進について〈抜粋〉

1995年1月
厚生省

1. 厚生科学研究の意義と課題

(意義)

・厚生科学は、科学技術のうち保健医療、福祉、生活衛生等の分野において、その成果を日常生活の中で実感できる身近な科学技術であるとともに、国民の生命、健康、福祉といった最大限尊重されるべき価値を守る科学技術であり、国民生活の基盤を支えるキー・テクノロジーである。

(課題)

・近年、科学技術の進歩や国民のニーズの高度化、多様化などが進み、生命や健康の確保はもとより、生活の質や快適さの向上、福祉の充実などが強く求められてきており、遺伝子や免疫機能の解明といった基盤的、先端的、学際的な科学技術への取組みの必要も生じてきている。

また、近年、高度情報化技術の進展が目覚ましく、国境を超えた研究情報の有効活用による研究の高度化、効率化を進めることが急務となっている。

さらに、研究成果を積極的に海外にも提供することにより、先進国の一員として国際社会に貢献することも求められている。

・厚生科学研究の推進の基本的な考え方は、昭和63年9月に厚生科学会議から「厚生 科学研究の基盤確立とプレイクスルー」として提言が行われており（以下「厚生科学会議提言」という。）、この提言及びその後の厚生科学会議における審議等を踏まえ、目 前に迫ってきた21世紀に向けて厚生科学研究をこれまで以上に重点的、効率的、効果的に推進していくことが必要である。

・特に、厚生科学会議提言において設定された厚生科学研究の重点研究分野については、研究体制を含め今後の厚生科学研究の在り方の基本となることから、研究機関の整備等 積極的な取組みを図っていくことが重要である。

2. 研究体制の現状と問題点

(現状)

・現在、厚生科学研究推進の中核機関としての試験研究機関は、一般会計所属の8機関と国立病院特別会計所属の6機関（平成7年度に設置予定の長寿医療研究センターを含む）となっている。

このほか、社会保障に関する基礎的、総合的研究を行う特殊法人として、社会保障研究所がある。

(問題点)

・厚生科学会議において設定された重点研究分野のうち一

部については、研究体制が未 整備であり、十分な対応が図られていない。

また、科学技術の進歩、研究知見の蓄積、国民ニーズの高度化等により、マイクロマシン技術や情報科学技術等の新たな研究分野として取組む必要があるものが生じてきている。

・歴史の古い一般会計所属の試験研究機関の中には、従来より、研究体制について以下のような問題点が指摘されている。

ア．時代の要請に十分応えられる研究体制がとられていない。

イ．組織が縦割りであり、相互の連携が少なく、厚生省本省との連携も必ずしも十分でない。

ウ．組織が小さく、機動的、効果的な対応に欠ける。

・以上のほか、厚生科学会議提言及び平成2年4月の国立試験研究機関等将来構想検討会の「国立試験研究機関の改革方策」等において、試験研究機関における人事・予算面の硬直性、試験研究機関間あるいは試験研究機関と厚生省本省や民間、大学等との連携や研究交流等の遅れ等の問題点が指摘されている。

3. 今後の取組み方針

以上を踏まえ、厚生省の試験研究体制について、時代の要請に迅速かつ的確に対応し、21世紀に向けて厚生科学研究の一層の推進を図っていくため、今後概ね6年を目途に、以下の基本方針に基づき、試験研究機関の重点整備・再構築等の改革を実施する。

(1) 試験研究機関の重点整備・再構築

厚生科学会議提言等に基づく重点研究分野への対応を中心に、時代の状況やニーズに応じた試験研究機関の重点整備・再構築を行う。

重点整備・再構築に当たっては、①行政研究、②臨床研究、③開発研究の3つの研究機能に、これを支える④研究資源機能、⑤研修機能、⑥国際協力機能及び⑦管理機能を加えた7つの機能が適切に発揮されることを基本的な考え方とする。

① 現在研究体制が未整備となっている開発型研究及び情報科学について、一般会計所属の試験研究機関の研究体制を整備し、研究の促進、充実を図る。

ア．国立衛生試験所大阪支所を発展的に改組して、国立厚生科学基盤技術開発研究所（仮称）を創設し、下記国立衛生科学研究所（仮称）等との連携を図りながら、画期的な医薬品や人工臓器の開発等の基盤となる研究を産学官共同で推進する。

また、研究資源供給体制の一元化を図るため、国立厚生科学基盤技術開発研究所（仮称）にリサーチ・リソース・バンクを設置する。

イ．情報科学に関する研究を推進するため、下記国立保健医療福祉政策研究所（仮称）に情報科学に関する研究組織を設けて、保健医療福祉サービスの高度情報化及び電子図書館や研究情報ネットワークの整備等試験

研究機関における高度情報化を推進する。

- ② 現在の一般会計所属の7試験研究機関と特殊法人社会保障研究所については、前記厚生科学会議提言の意見等を踏まえ、次の5つの試験研究機関に再構築し、研究体制の充実を図る。

ア. 現在、政策科学系の調査研究を行っている国立公衆衛生院、国立医療・病院管理研究所、人口問題研究所及び特殊法人社会保障研究所を再構築して、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）と国立社会保障・人口問題研究所（仮称）を創設する（特殊法人社会保障研究所は廃止する）。

国立保健医療福祉政策研究所（仮称）においては、地域の保健医療福祉に関する総合的、実践的な調査研究を行うとともに、地域の保健医療福祉サービスを担う人材の育成を図るため、研修センター（仮称）を設置する。

国立社会保障・人口問題研究所（仮称）においては、社会保障及び人口問題に関するマクロ的、理論的な調査研究を行う。

イ. 健康づくりに関する調査研究を総合的に推進するため、国立健康・栄養研究所を国立健康科学研究所（仮称）に改組する。

ウ. エイズやらいを含めた感染症等に関する調査研究を総合的に推進するため、国立予防衛生研究所と国立多摩研究所を統合して国立予防科学研究所（仮称）を創設するとともに、エイズ研究センターを充実強化する。

なお、現在の国立多摩研究所の臨床研究部門については、隣接する国立療養所多摩全生園との治療研究の連携を図る観点から、多摩支所として引き続き現在地に残す。

エ. 医薬品や食品等の安全性、有効性の評価に関する調査研究を総合的に推進するため、国立衛生試験所を国立衛生科学研究所（仮称）に改組して、研究機能の集約、充実を図る。

また水道、廃棄物問題等生活環境に関する調査研究を推進するため、現在の国立公衆衛生院の研究組織を上記研究所に移管し、研究組織の整備充実を図る。

さらに現在全国に5か所設置されている薬用植物栽培試験場については、研究の効率性等の観点から見直しを行う。

- ③ 現在、研究体制が未整備となっている研究分野のうち、糖尿病・代謝性疾患やアレルギー・臨床免疫等については、臨床と一体となった研究が必要であることから、今後国立病院・療養所の再編成の見直しの中で研究体制の整備について検討を行う。

（重点整備・再構築の進め方）

一般会計所属の試験研究機関の重点整備・再構築については、「国の行政機関等の移転について（昭和63年7月閣議決定）」に基づく国立公衆衛生院等の移転計画を踏まえながら、概ね平成12年度までを目途に実施する。

（2）研究推進のための総合的な施策の展開

試験研究機関の重点整備・再構築と合わせて、以下の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

① 企画調整機能の強化

ア. 厚生科学に関する審議組織の整備

厚生科学に関する重要事項について調査審議を行う審議会を設置し、研究推進の基本方針となる厚生科学政策大綱の策定や重点研究課題の選定、評価等を行う。

イ. 試験研究機関の連携の強化

国立病院特別会計所属の試験研究機関も含めた厚生省の試験研究機関の連携を強化するため、試験研究機関長会議の活性化を図る。

また、基礎研究の成果を医療へ結び付けるため、国立高度専門医療センター等の臨床研究機関との有機的な連携を図る。

ウ. 研究の総合的な調整の強化

国立病院特別会計所属の試験研究機関における研究も含めた厚生科学研究の総合的な調整を図るため、省内における体制の整備を図る。

エ. 研究企画部門の設置

研究所内の研究企画調整を行うため、各試験研究機関に研究企画部門を設置する。

② 重点研究の推進

ア. 研究拠点の整備

国立厚生科学基盤技術開発研究所（仮称）を設置するとともに、国立予防科学研究所（仮称）、国立衛生科学研究所（仮称）等に共同研究施設を設置することにより、厚生科学研究の重点研究分野に応じて中核となる拠点を整備する。

イ. 新たな研究制度の導入

単独の研究分野での取り組みでは対応し難い横断的・融合的領域の研究を複数の試験研究機関の協力のもとに推進するため、研究費と流動研究員や国際研究集会派遣費用等の関連経費を一括して一定期間交付する等、新たな研究制度の導入を図る。

③ 産学官の研究交流の促進

ア. 官民共同研究の拡充

（財）ヒューマンサイエンス振興財団及び（財）医療機器センターによる官民共同研究を一層拡充する。

イ. 研究交流に伴う諸規程の整備

産学官の研究交流を円滑に行うために必要となる諸規程（共同研究規程、特許等の研究成果の管理規程、大型共同研究機器の共同利用規程等）を整備する。

④ 研究運営の改善

ア. 研究マネジメントの的確な実施

所長の指導力の発揮等により研究マネジメントの的確な実施に努める。

イ. 研究の適正な評価

適正な研究評価と研究者の業績評価に努める。

ウ. 研究の公開

公共財として活用されることが期待される研究成果に

ついて海外を含めて積極的に公開する。

⑤ 研究者の確保及び流動の促進

ア. 人事交流の促進

国立病院特別会計所属の試験研究機関を含め、試験研究機関間の人事交流を促進するとともに、本省行政官と試験研究機関の研究者の人事交流を促進する。

イ. 大学等の外部研究者の受入れの拡充

・外国人研究者を含め、大学、民間等外部の研究者の受入れ制度を拡充する。

・若手研究者の確保により研究者の年齢構成の偏りを改善する。

⑥ 研究環境の改善

ア. 研究施設・設備の整備

・民間では対応し難い特殊かつ高度な施設・設備について再先端の研究環境が確保されるよう、その整備・維持を図るとともに、外部の研究者にも利用できるよう努める。

・海外の研究者の受入れを促進するため、宿泊施設の整備を検討する。

イ. 人事、予算等の弾力的な運営

研究者の勤務制度の改善や外部資金の円滑な導入等、人事、予算、組織等について、研究の促進を図るための弾力的な運営を図る。

⑦ 業務の効率化

民間における製造技術や品質管理技術の向上、製造物責任の導入、規制緩和等の環境の変化に伴い、国家検定及び国家検査の業務を見直すとともに、専門技術的な安全性確保対策等の他の業務への転換を図る。

⑧ 国際協力の推進

ア. 国際研究協力の推進

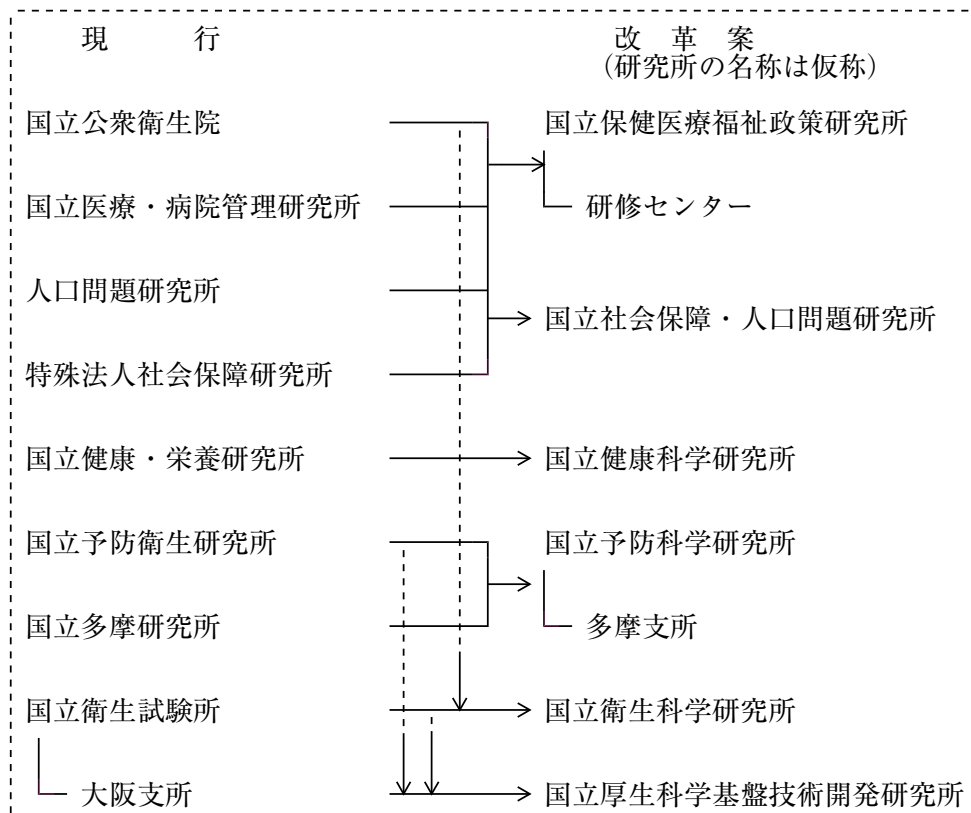
米国NIH、英国MRC等との機関レベルでの国際共同研究を実施する等、諸外国との研究交流の推進を図る。

イ. 国際研修機能の充実

開発途上国に対する公衆衛生技術、医療技術の移転を図るための研修機能の充実を図る。

このため、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）等に国際協力部門を整備する。

（重点整備・再構築の内容）

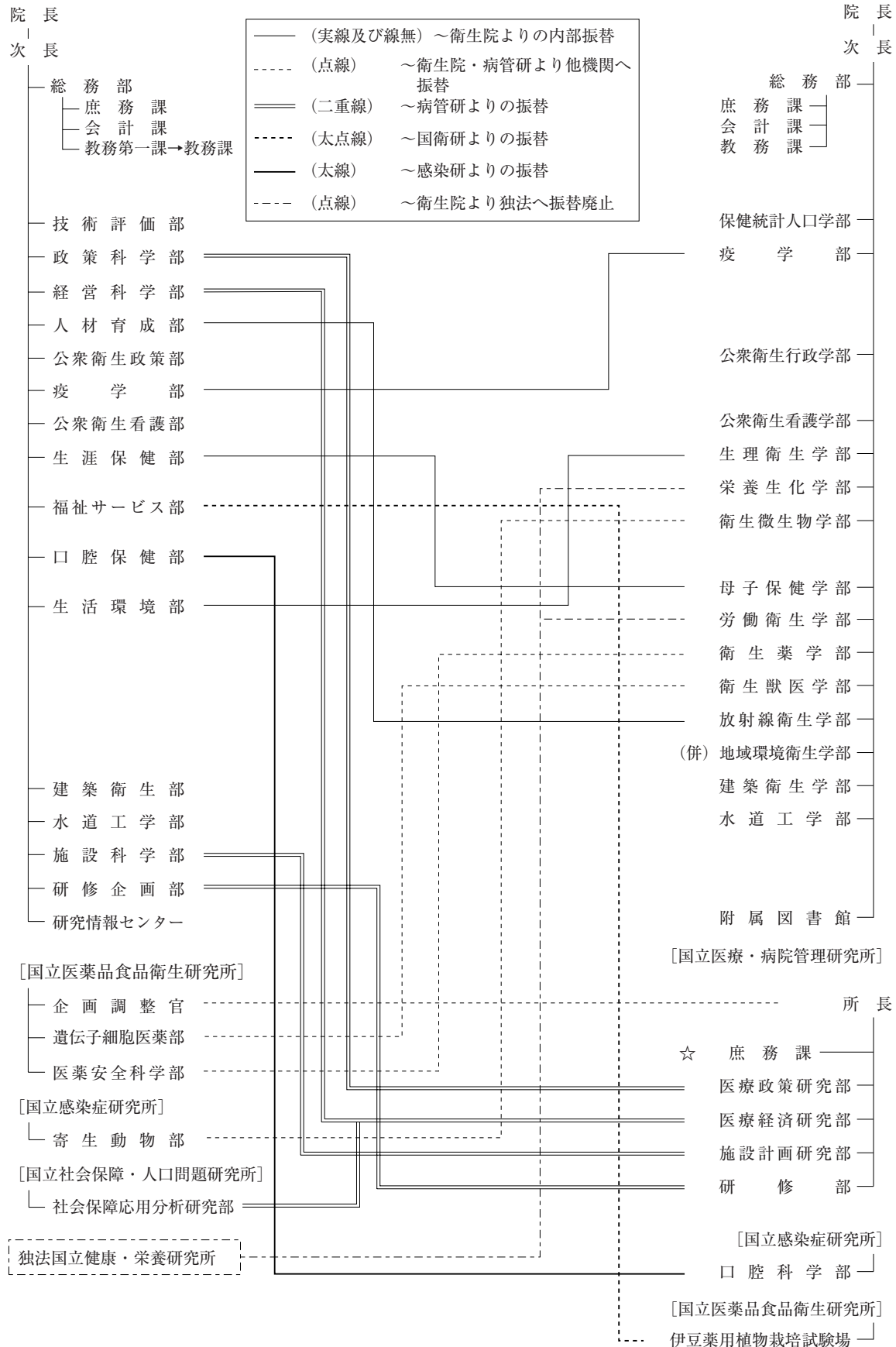


国立保健医療科学院（仮称）再構築

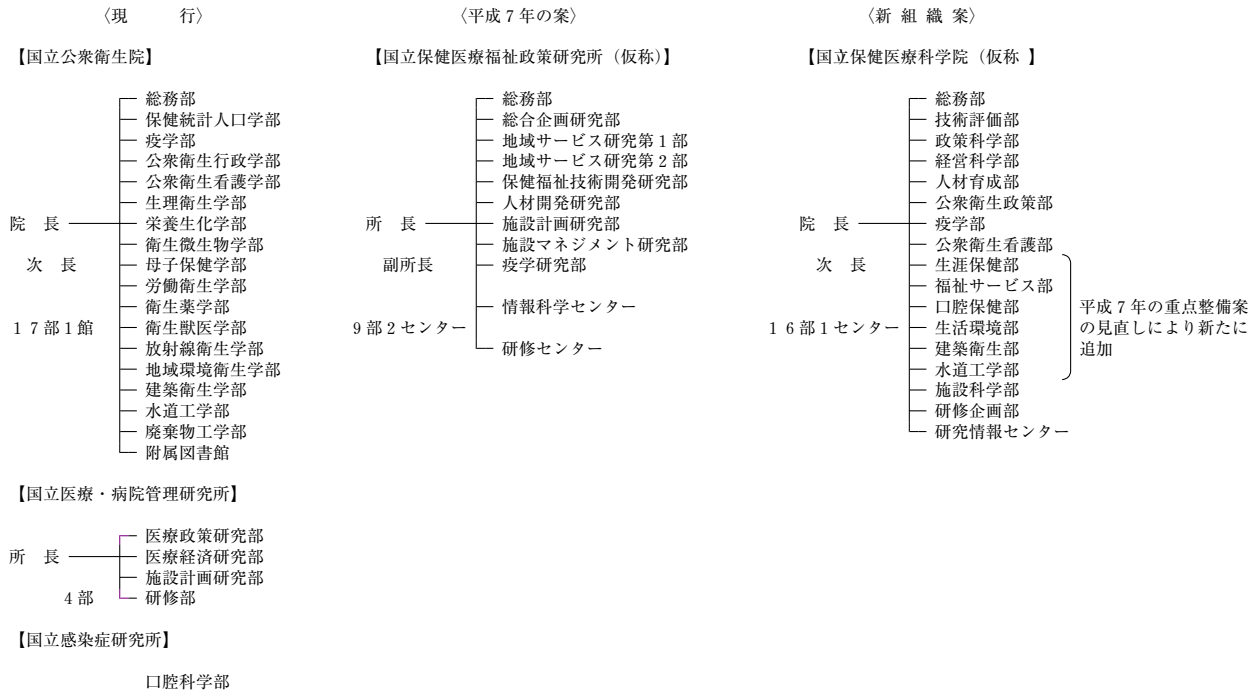
13.12.21

[国立保健医療科学院（仮称）]

[国立公衆衛生院]



国立保健医療科学院組織の検討経過



13. 公衆衛生従事者の卒後教育の成果に関する研究
平成4・5・6年度厚生科学研究
総括研究報告書

研究者 染谷四郎 （財）公衆衛生振興会顧問
高野 陽 国立公衆衛生院次長
野崎貞彦 日本大学医学部教授
曾田研二 横浜市立大学医学部教授

研究要旨 公衆衛生従事者の卒後教育の成果に関し、国立公衆衛生院が実施している研究・専門・専攻及び特別課程の教育を指標として以下のことについて検討した。①地域保健法との関連において、自治体が国立公衆衛生院の各課程の教育に対する評価及び期待を中心に調べた。各課程とも高い評価を受けているとともに、公衆衛生従事者の卒後系統教育及び高いレベルの生涯教育・現任教育を提供し得る「唯一の存在」としての期待も高いことが把握できた。②長期課程の修業者の研究活動に関しては、修業者は公衆衛生学会に参加し、その研究成果を発表している。③教育成果について、各地域の住民の健康指標との関連を調べ、卒後教育修業者の多い地域においては、健康指標が高いことを見出している。④研究課程に対しても貴重で良い制度と評価されている、などの結果が得られ、国立公衆衛生院の卒後教育に対する期待と評価が高いことが示唆された。

A. 研究目的

国民の健康を担う公衆衛生従事者は、その専門的能力を十分に発揮するためには、卒後教育の充実・強化が求められる処である。特に、公衆衛生従事者の実態に即応して適切な教育訓練が計画的に提供されることが必要である。特に、平成6年6月に地域保健法が制定され、これからの地域保健の担う公衆衛生従事者に対する国レベルにおける教育研修についても明示されている。このような背景において、国立公衆衛生院が過去50余年、わが国の公衆衛生従事者の教育訓練を担当してきたが、新しい時代に向けた教育研修を実施するためにも、国立公衆衛生院の教育について再検討を行う必要があることは否定できない。その見地から、国立公衆衛生院の研究・専門・専攻及び特別課程の教育成果について、多角的に検討することにした。

B. 研究方法

研究目的に従い、本年度は5つの視点から公衆衛生従事者の卒後教育の成果について調査研究を実施した。すなわち、①国立公衆衛生院特別課程に対する派遣元からの評価、②自治体の国立公衆衛生院の教育研修事業に対する要望と期待、③国立公衆衛生院長期課程修業者の研究活動、④国立公衆衛生院の教育研修事業と国民の健康に及ぼす影響、⑤国立公衆衛生院研究課程の成果、である。

C. 研究結果

1. 国立公衆衛生院特別課程に対する派遣元からの評価
公衆衛生従事者の卒後教育システムが如何に運営されて

いるかを調査するため、国立公衆衛生院の特別課程を対象としてその教育評価を行った。平成6年度は自治体合計122ヶ所に対して、特別課程への教育評価を目的とした調査を実施した。その結果自治体の国立公衆衛生院特別課程への評価は非常に高く、これまで行ってきた企画・運営は国のレベルで行われるべき教育の基幹を担った重要な役割を果たしていた。

2. 自治体の国立公衆衛生院の教育研修事業に対する要求・要望

国立公衆衛生院の卒後教育のあり方について、予備調査、出張面接調査（5府県、2政令市、合計7自治体に対して実施）、及び特別課程修業生に対するアンケート結果の検討により、自治体からの要求・要望をまとめた結果、自治体にとって国立公衆衛生院は、公衆衛生従事者の卒後系統教育及びレベルの高い生涯教育・現任教育を提供し得る「唯一の存在」として期待が高い。しかし自治体にとって財政・人事面の制約から、とくに長期の課程への派遣は、容易でない現状にある。

3. 国立公衆衛生院長期課程修業者の研究活動

国立公衆衛生院長期課程の修業者の調査及び研究に関する実績を明らかにすることを目的に、第53回日本公衆衛生学会における平成1～5年度修業者の参加状況を、学会抄録集から検討した結果①73名（修業者の28.6%）が、166件（発表者1人あたり2.3件）の発表を行っていた。②専門課程および専攻課程看護コースに発表者の割合が高かったが、公衆衛生学会への参加が多い職種（医師・保健婦）が多いためと考えられた。また、自治体等からの派遣が多く、学会参加が修業後の役割の一つとして認識されていることも考えられた。③前年度の修業者の発表数が際だって多い傾向は例年みられた。

4. 国立公衆衛生院の教育研修事業と国民の健康指標との関係

既存資料に基づいて、最近の人口当たりの国立公衆衛生院の修業者数（昭和55年度～平成2年度）と諸保健指標値との関連を都道府県別観察により検討した結果、①人口当り修業者数、一般健康診査受診率、妊産婦被保健指導人員、母子訪問被保健指導人員など、多くのもので、かなり大きな都道府県格差が認められた。②死亡に関する指標では、人口当り修業者の多い都道府県ほど死亡率が低い傾向が認められた。とくに、人口当り修業者数に対して、心疾患死亡率が最も強く関連した。③受療に関する指標では、人口当り修業者の多い都道府県ほど入院受療率が高い傾向であったが、これは、若干数の県の飛び離れた影響であって、全体としてはあまり傾向は認められなかった。④保健活動に関する指標では、人口当り修業者の多い都道府県ほど、検診受診率が高く、乳幼児被保健指導人員が多い傾向が認められた。とくに、人口当り修業者数に対して、子宮がん受診率が最も強く関連した。

5. 国立公衆衛生院研究課程の教育成果

国立公衆衛生院長期課程のうち、研究課程の修業者に対して研究課程の教育成果に関する調査を実施した。修業者

による研究課程に対する意見・評価結果は、以下のように要約された。①修業者の現在の職業は、国立の研究機関と大学が37%を占めており研究・教育に従事しているものが多く、厚生省や地方自治体で公衆衛生の第一線で活躍しているものも17%に達していた。国際的にも、WHO職員や海外での保健医療支援活動従事者など海外で活躍しているものも17%であった。修業者が、公衆衛生での指導的役割を果たしている実態が明らかであった。②研究課程で修得した「公衆衛生分野での高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」は、ほぼ全員が活用していると回答していた。修業後の研究実績としても、単独著者又は筆頭著者での学術雑誌等の原著論文を94%のものが公表していた。また、学術雑誌等の総説・解説論文も75%の修業者が発表しており、実にその平均は13.7報に達していた。修業者の研究成果が、着実に蓄積されている実態が明らかになった。③有職でも修業可能としている制度については、職場との、関係に大きな支障があったものはなかった。また、貴重で良い制度とする意見が大半であり、その存続が強く要望されていた。④文部省による学位の未認定については、改善を求める強い要望がほとんどであった。

D 考察

国立公衆衛生院の実施している長期課程（研究・専門及び専攻課程）と短期の生涯教育としての意義をもつ特別課程が、わが国の公衆衛生従事者の教育訓練に与えた影響・成果について調査を行ない、公衆衛生従事者の卒後教育のあり方を検討することを目的とした。本年度は多角的に検討することによって、その目的に即応する結果が得られた。

国立公衆衛生院の教育研修はそれ相応の役割を果たして、自治体からは高い評価を受けている。それは、修業者が教育を受けた後の研究活動などを活発に行うことによって、その成果を研究者間に示すだけでなく、それぞれの地域において明確に認められるようにしていることにもみられるものと思われる。

しかし、時代に応じた教育内容、行政として要求される教育内容に対応していないという意見に対して、謙虚に改めるべきものも少なくないことも明らかになっている。特に、地域保健法制定に伴う保健所、市町村の役割分担に見直しを迫るものとなっていることを十分に認識すべきであることが示されていることから、今後は、地域保健法に適應できるような教育研修内容の構築を早く行うことによって、自治体のニーズに即応できるものと考え、これまでの長期課程における教育が、単に、座学だけでなく、演習、実地訓練、研究などを導入していることが修業者の教育成果を向上させている。このことは、地域保健法に示されている保健所が「調査、研究の推進」させる業務の実施に非常に有効に作用するであろうことが示唆される。

今後は、教育内容を定期的に検討することにより、刻々と変容する国民の保健問題に対応できるような卒後教育の推進を果すべきであろう。

なお、今年度の研究にあたっては、大久保生理衛生学部

長・内山労働衛生学部長・上畑図書館長・西田室長・植田室長・佐藤（龍）室長・久松主任研究官・佐藤（加）主任研究官の協力を得た。ここに深謝を表す。

14. 国立保健医療福祉政策研究所（仮称） における教育研修に関する 検討会中間まとめ

1996年3月15日
厚生省検討委員会

本検討会は、厚生省の国立試験研究機関の重点整備・再構築の一環として、埼玉県和光市に設置が予定されている国立保健医療福祉政策研究所（仮称）の重要な機能の一つである教育研修のあり方について昨年9月より検討を重ねてきたが、平成8年度より同研究所の施設整備が始まることから、これまでの議論を中間的に取りまとめることとした。

今後は、教育研修に対するニーズ等を踏まえながら、この中間まとめの方向に沿ってさらに検討を深め、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）の教育研修体制の整備充実を図っていく必要がある。

1. 教育研修の基本的考え方

- (1) 保健・医療・福祉の連携の重要性を踏まえ、地域において保健医療福祉サービスを担う国内における人材の養成・確保、資質の向上のための教育研修及び国際協力の観点からの国際研修を目的とする
- (2) 具体的には、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）においては、厚生省の他の試験研究機関や教育研修機関、民間の類似の機関等との役割分担・連携の下、原則として厚生省の職員や地方自治体において保健医療福祉分野の中心的な役割を担う人材の養成・資質の向上を図るための研修のほか、民間の保健医療福祉関係者も含めた専門性の高い研修を実施する。また、開発途上国において保健医療福祉分野での指導的役割を果たす者を養成するための国際研修を実施する。
- (3) 以上の役割を適切に発揮するため、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）は、原則として自らこれらの教育研修を実施するとともに、厚生省の試験研究機関で実施する教育研修について情報の収集・提供や業務の調整等の窓口機能を果たすものとする。

ただし、専門的な設備・機器を必要とするような実験を伴う教育研修については厚生省の各試験研究機関で実施する。

なお、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）と厚生省の他の試験研究機関との連携、協力を確保するとともに、効果的、効率的な研修の実施に資するため、運営委員会の設置等適切な措置を講じる。

2. 教育研修部門の名称

国立保健医療福祉政策研究所（仮称）における教育研修

部門の名称については、厚生省の試験研究機関所管の教育研修を統括し、他の試験研究機関等と共同して教育研修を実施するという本組織の性格、趣旨を適切に表すものとなるよう、今後検討する。

3. 教育研修部門の組織

- (1) 教育研修部門に、部門の長、研修企画官（事務、技術）、研修企画課、国際協力室の他、教授等を置く。
- (2) 教授等は、原則として国立保健医療福祉政策研究所（仮称）の研究者及び厚生省の他の試験研究機関の研究者等をもって充てることとし、必要に応じて外部の実習協力施設の研究者等に対して委嘱を行う。

4. 教育研修方法の改善

- (1) 講義中心の授業形式のみではなく、地方自治体等のフィールドを利用した実習やケーススタディ、それに基づくグループ討議等実務との関連を重視した実践的な教育研修内容とする。
- (2) 短期集中方式や分割方式の活用など研修生に無理のないような教育研修期間の設定に努める。
- (3) 教育研修の充実を図るため、情報科学センターとの連携の下、マルチメディアによる教材の導入や所内LANの整備等最新の情報システムを活用する。
- (4) 行政のニーズや国際的な動向に的確に対応するため、海外からの講師の招聘も考慮する。

5. 教育研修の内容及び量

- (1) 教育研修の内容は、現在の国立公衆衛生院及び国立医療・病院管理研究所における教育研修に福祉関係の研修を加えて、教育研修部門の目的・役割を十分に発揮できるものにする。

また、保健、医療、福祉、生活衛生等の各分野が一体となった研修の実施等、本研究所の目的に沿った、特色のある教育研修を実施する。

- (2) このような観点から、教育研修部門で実施する教育研修は、保健・医療・福祉関係研修、国際研修及び厚生省職員研修等で、その研修の量は現在国立公衆衛生院で実施している研修量の概ね1.5倍の約77,000人日と見込まれる。
- (3) 具体的な研修カリキュラムについては今後検討していく予定であるが、その際には、平成9年4月より完全施行される地域保健法の実施状況及び近い将来導入が予想される新たな高齢者介護制度や昨年末に策定された障害者プラン等を十分に踏まえたものとしていく必要がある。

6. 教育研修従事者に対する配慮

教育研修部門において教育研修の業務に従事する教官の多くは厚生省の試験研究機関の研究者を併任という形で配置する予定である。これらの教育研修業務は直接研究論文等の作成に結びつく調査研究業務とは異なるが、研究成果の社会における活用を目的とする国立試験研究機関にとって固有の重要な業務であることから、研究者が教育研修業務

に十分に組み入れるよう、必要な方策について検討する。

(1) 研究費の交付

教育研修に従事する研究者のために、教育研修の向上に資するための研究費を確保する。

(2) 人事考課基準の検討

教育研修業務への従事にも配慮した人事考課基準について検討する。

(3) 教授制度の導入

教育研修に従事する教官を、その能力等に応じて「教授」、「助教授」等に位置づけることについて検討する

(4) 研修業務の支援者の確保

研究者の研修業務の負担を軽減するため、実験の準備作業等に従事するマンパワーの確保について検討する。

7. 称号や学位の授与等

教育研修部門における教育研修が称号や学位の取得に結びつくことは、研修生の研修意欲の向上につながり有意義であること、また、海外からの研修生の希望もあることから、称号の授与や学位の取得に関する方策について検討する。

なお、称号や学位の対象となる教育研修の分野については、従来からの経緯を踏まえ、公衆衛生について検討を行ったが、公衆衛生以外の分野についても今後検討を行うものとする。

(1) 厚生省独自の称号の授与

教育研修部門の課程を修了した者には、その教育研修課程の内容やその者の大学院等他の教育研修機関における教育研修の状況等に応じて、「Diploma in Public Health」、「Master of Public Health」、「Doctor of Public Health」などの英語の称号を授与する。

(2) 外国の専門教育機関との連携による学位の取得

現在、協議が進んでいるオーストラリアのCurtin大学、マレーシアのMalaya大学の他、London School of Tropical Medicine and Hygiene等の外国の公衆衛生に関する専門教育機関と、学生の交流、単位相互認定制度等を検討することにより、同機関の学位が取得できるようにする。

(3) 連携大学院制度の活用

他の大学院からの学生については、平成元年の大学院設置基準の改正により創設された制度（大学院生が他の研究機関において必要な研究指導を受けることを認めるという制度）を積極的に活用する。

(4) 連合大学院構想の実現

日本学術会議予防医学研究連絡委員会の提案する公衆衛生連合大学院構想が国立保健医療福祉政策研究所（仮称）の教育研修課程をその中に位置づけて実現するよう、連絡調整に努める。

8. 教育研修環境の整備

(1) 教育研修施設・設備の充実

教育研修が効果的、効率的に実施できるよう必要な講義室、セミナー室、自習室の確保を図るほか、図書館の充実、最近の情報化に十分対応できるような設備の整備を図る。

また、実験を伴う教育研修を担当する他の国立試験研究機関についても、必要な施設・設備の整備を図る。

(2) 宿泊施設の整備

教育研修の能率の向上を図るため、国立保健医療福祉政策研究所（仮称）と同じ敷地内に国内外の研修生のための個室形式の寄宿舎を整備する。

また、海外等からの教官のための宿泊施設もあわせて整備する必要がある。

(3) 研修生等の交通手段の確保

最寄り駅から国立保健医療福祉政策研究所（仮称）まで、あるいは同研究所から実習施設までの交通（搬送）手段の確保は、教育研修の円滑な実施にとって重要な課題であり、必要な措置を講じる。

15. 国立保健医療福祉政策研究所情報科学センター（仮称）のあり方に関するこれまでの議論の整理

1996年3月
厚生省検討委員会

I 情報科学センター（仮称）の担うべき役割について

1) 目的

①厚生科学課所管の国立試験研究機関における厚生科学に関する研究情報の収集・管理・提供及び厚生省試験研究機関に対して必要な支援を行い、②厚生科学に関する情報研究を実施することを目的とする。

2) 機能

この目的を果たすために、情報科学センターは以下の機能を有する必要がある。

(1) 情報発信機能

厚生科学に関する研究情報を収集、整理し、外部に対して提供する。

①厚生省試験研究機関のinternet homepageを作成、維持し、国民に厚生科学に関する情報を提供する。

②厚生省試験研究機関における個別の研究情報に関する情報検索のためのナビゲータ機能を置く。

(2) 企画調整機能

厚生科学課所管の試験研究機関研究情報ネットワークに関する企画、立案、調整、運用を行う、（なお、厚生省試験研究機関研究情報ネットワークの概念図は別紙のとおり）

①研究情報ネットワークに関する制度的、技術的事項について企画、立案等を行う。

（情報の管理（情報公開の取扱い、外部からのアクセス資格）等の制度化、規格の標準化等）

②研究情報ネットワークのシステム管理を行う。

③厚生科学課所管以外の厚生省試験研究機関と研究情報

に関する連絡調整を行う。

- ④省際ネット等外部研究情報ネットワークに対する連絡調整を行う。
- ⑤行政（統計情報部等）に対して、研究情報に関する連絡調整を行う。
- ⑥地方衛生研究所等との間で研究情報の交換、連絡調整を行う。

(3) 研究支援機能

研究情報に関し、試験研究機関を支援する。

- ①試験研究機関における情報システムの運営・管理、データベース作成・保守を支援する。
- ②外部データベース等に接続し、試験研究機関へ研究情報を提供する。

(4) 研修機能

試験研究機関職員に対する研究情報ネットワークの運用に関する研修を行う。

(5) 中央図書館機能

・試験研究機関の中央図書館としての機能

- ①試験研究機関図書館における図書、雑誌購入の調整、必要なアドバイスをを行う。
- ②歴史的に重要な蔵書等、図書等の保存を行う。
- ③厚生科学研究文献の収集、整理、保管を行う。

（試験研究機関研究報告、厚生科学研究に関する報告書、地方衛生研究所年報等）

・電子図書館としての機能

（蔵書（図書、雑誌）目録のデータベース化、試験研究機関発行文献（研究所報等）の電子化の調整 等）

(6) 研究機能

厚生科学分野における情報研究を行う。

なお、本検討会における議論の過程で、情報科学センターにおける研究として、①厚生科学における情報に関する基礎的な研究、②厚生科学において情報を利用した個別分野、専門テーマ、行政ニーズに対応して行われる応用研究の支援、調整、③厚生省試験研究機関研究情報ネットワークに関する研究 等があげられたが、本センターにおける研究機能については、保健医療福祉政策研究所全体の研究組織、厚生省全体の情報化の進展等を踏まえ、今後、引き続き検討する必要がある。

II 情報科学センターの組織

- 1) 情報科学センターに、センターの長、研究部門（情報政策研究室）、企画調整・図書館部門（情報運営管理室）を置く。
- 2) 研究支援のための要員（システム管理、データベース開発等の支援）については業務の特殊性を踏まえ、外部の人材の活用等を考慮する必要がある。
- 3) 情報科学に関する研究、研究情報ネットワークに関する企画調整・運用及び図書館運営に関して、省内関係部局・機関との連絡調整を行うため、それぞれ、省内連絡調整組織（委員会）を置く。

III 情報科学センターが備えるべき施設・設備

センターとしての機能を果たすために、情報発信のための機器、電子図書館化用の機器等が必要となるが、情報科学センターは保健医療福祉政策研究所の所内ネットワークの一部を構成するため、詳細については、保健医療福祉政策研究所全体の施設整備の内容を踏まえ、今後、引き続き検討する必要がある。

IV 今後の検討について

情報科学センターにおける機能、施設・設備等については、今後、実務レベルのワーキンググループを設け、検討することとし、その結果を受けて、本検討会で検討することとする。

国立保健医療福祉政策研究所（仮称）の情報科学センターに関する検討会の設置について

1 目的

埼玉県和光市に設置するため平成8年度予算要求をしている国立保健医療福祉政策研究所（仮称）の主要な機能の一つである情報科学センターについて検討するため本検討会を設置するものである。

2 主な検討項目

担うべき役割・機能
必要な設備備品
研究内容

3 日程

9月に発足、3～4回の検討会を開催し、年度末を目途に結論

4 委員

阿藤 誠	人口問題研究所長
◎伊藤 雅治	厚生省大臣官房審議官
上田 博三	厚生省健康政策局総務課医療技術情報推進室長
漆原 克文	厚生省大臣官房統計情報部管理企画課情報企画室長
開原 成允	東京大学教授
小林 修平	国立健康・栄養研究所長
齋藤 肇	国立多摩研究所長
○篠崎 英夫	厚生省大臣官房厚生科学課長
寺尾 允男	国立衛生試験所長
仲村 英一	医療情報システム開発センター理事長
古市 圭治	国立公衆衛生院長
松田 朗	国立医療・病院管理研究所長

山崎 修道 国立予防衛生研究所長

(五十音順)

◎：座長

○：座長代理

16. 移転・再編（1988-2001）の経緯 と関連文書

総務部長 星 野 正 義

昭和63年 7 月

多極分散型国土形成促進法に基づく閣議決定「国の行政機関等の移転について」により，国立公衆衛生院が移転対象機関となる

63年 8 月

誘致要望のあった13府県の中から移転地を埼玉県和光市に選定

平成 4 年 2 月

国立公衆衛生院長から「キャンプ朝霞跡地整備促進協議会」議長（埼玉県知事）あてキャンプ朝霞返還国有地の国立公衆衛生院の利用について依頼
キャンプ朝霞跡地整備促進協議会が返還国有地の利用（本院の移転）に同意

4 年 3 月

国有財産関東地方審議会の答申に基づき移転先が承認される

移転先：埼玉県和光市南2丁目（国有地内）

通称「キャンプ朝霞返還国有地 No. 40 の一部」

面 積：41,000m²

（以降，試験研究機関の組織再編問題等により整備計画の見直しが行われる）

7 年 4 月

厚生省が「国立試験研究機関の重点整備・再構築案」を公表

7 年 12 月

平成8年度予算に敷地調査費が計上される。同時に組織の見直しに伴い敷地面積を4.1ha→3.0haに変更

8 年 12 月

平成9年度予算に設計費が計上され，平成9年度より基本設計等が行われる

10年 10 月

和光市南2丁目の敷地3.0haを関東財務局から所管換

10年 12 月

埼玉県の「第233回土地利用調整会議」において県側並びに和光市側から，特に支障がないとの報告がされる

11年 1 月

埼玉県知事から関東地方建設局長あてに「第233回土地利用調整会議の審議の結果，概ね問題なしと議決」された旨通知される

11年 3 月

和光庁舎の基礎工事着工

11年 10 月

建設工事安全祈願祭実施

12年 3 月

試験研究機関の重点整備案の見直し（実験系組織等）が行われる。

12年 11 月

整備計画変更に伴う研究研修棟の設計費が補正予算に計上される

12年 12 月

和光庁舎最終年度の工事費，和光庁舎等への移転経費及び和光庁舎維持管理費並びに研究研修棟整備費が，平成13年度予算に計上される。

13年 11 月

和光庁舎竣工及び引渡し（30日）

13年 12 月

和光庁舎完成引渡式（4日）

平成14年度組織・定員及び予算の政府原案において国立保健医療科学院の発足が認められる（21日）

14年 4 月

国立保健医療科学院発足，和光庁舎において業務開始予定（1日）

（関連文書）

- (1) 昭和63年 9 月 「厚生科学研究の基盤確立とブレイクスルーのために」〈抜粋〉
厚生科学会議（資料2）
- (2) 平成 2 年 4 月 「国立試験研究機関の改革方策（要旨）」〈抜粋〉
国立試験研究機関等将来構想検討会（資料7）
- (3) 平成 7 年 1 月 「21世紀に向けた厚生科学研究の総合的推進について」
厚生省（資料12）
- (4) 国立保健医療科学院組織の検討経過

年 月	移転関連	再編関連	主な出来事
1987	・地方移転の行政査察。衛生院は、付属機関等総合実態調査の「文教施設」で受け、指摘は教育関連が主。		・長田院長（1985-） ・高石次長（1985-）
1988 3	・国土庁ヒアリング、本省政策企画官が「教育の性格上移転できない」と回答 ・総務庁ヒアリング、総務庁側「東京の近郊（例えば大宮市に移転したとすれば、外来講師、寄宿舎等には支障を来さないという考え方もある」。院からロックフェラーとの関連、跡地利用の問題などの資料提出。 ・朝日新聞31日夕刊、移転を前向きに検討している機関で国立公衆衛生院の名前を報道。		
4	・院長、部長会で「移転しないという方向でよいが、一方で将来をふまえた議論も必要」と述べる。		・研究交流促進法スタート ・文部省の独立大学院発足 ・公衆衛生院創立50周年記念シンポジウムを講堂で開催。
6	・企画課から「今までの理由では対応できない。仮に移転する場合、具体的条件を強調して折衝する必要」。院から、敷地50,000m ² 、外国人を含む講師、学生宿舍と職員宿舍の確保、特殊実験棟（人工気候室、中央精密機器実験室。スーパークリーン実験室、水処理及び廃棄物処理実験棟等）を提示。		
7	・臨時部長会、院長が保健医療局長との会談で「国の方針は移転できるものは例外なしの方針。厚生省は国立公衆衛生院と衛生試験場になる」との結論。	・多極分散型国土形成促進法に基づき「国の行政機関等の移転について」閣議決定がなされ、移転対象機関となる。	
8	・臨時部長会で移転対策委員会設置。「将来計画・情報収集」「移転先・用地」「施設・設備」「予算・資金計画」の4部会。		
9		・厚生科学会議、「厚生科学研究の基盤確立とプレイクスルーのために」を発表。	・本省厚生科学課発足 ・国際協力室設置。
10	・神奈川県が移転先誘致で来院。 ・国土庁、大蔵省、総務庁、内政審議室の4省庁の移転ヒアリング。		
11		・国立試験研究機関等将来構想検討会（以下、将来構想検討会）発足。（7試験研究機関と6特別会計研究所）	
12	・埼玉県に移転候補地の見学を申し入れ。 ・静岡県知事から移転先誘致の申し入れ。 ・神奈川県、千葉県に移転候補地を視察。	・院長、将来構想検討会で大学院大学構想を説明。	・土曜閉庁スタート
1989 1	・部長会議で移転先の選定条件、候補地のランキング付けを検討。①都心からの距離、②用地の広さ、③建築に付随する条件、④所有者と価格、⑤宿舍の確保、⑥環境、必要施設・設備、及び組織の位置づけなど。なお解決すべき問題として、国・県・市町村の合意、環境対策、所有財産と現有地処分問題、職員対策、移転に伴う増員問題、他機関と同一場所の是非等がある。 ・静岡県三島市を視察。 ・移転検討委員会の施設部門が、埼玉県和光市と千葉県浦安市が有力と中間報告 ・移転に関して国土庁、内政審議室がヒアリング		

年 月	移転関連	再編関連	主な出来事
2	・移転に関して大蔵省、建設省がヒアリング		・昭和天皇大葬
3	・移転先について、浦安市は地元の反対が強いため和光市 にしほることを部長会議で決める。		
4	・移転について院内全体会を開催		
	・移転地での周辺影響について、放射能、ケミカルハザード関連について研究者の意見をまとめる。		
	・院長、次長、総務部長が埼玉県庁訪問。和光市を移転候補地とすることを伝える。県は、和光市との意見交換で危険性のない施設を望んでいると述べる。		・長田院長退任
4	・和光市の国有地について大蔵省は慎重、社会保険大学校も立候補（後に辞退）、他方、三島市長と選出国会議員が国土庁長官を訪問、誘致を陳情との情報。	・将来構想検討会の起草委員が決まる。	・高石院長就任
	・移転対策委員会を発展的に解消し、新たに移転計画委員会を設置。		・横山次長就任
5		・顧問会議開催	・箕輪疫学部長就任
		・13研究機関連絡会議で試験研究機関の位置づけを議論。評価体制や厚生省としてのSPH（School of Public Health）の必要性が話題になる・	
6	・理研、阪大蛋白研などの移転での地元との協定書を入手。予研問題の資料収集に着手。	・自主点検による組織改正が認可。	・郡司公衆衛生行政学部長就任
		・将来構想検討会に向けて「厚生省試験研究機関等将来構想におけるヘルスマンパワー教育計画の視点（意見）」を院が発表	・内山労働衛生学部長就任
7	・院長、次長、総務部長が埼玉県庁と和光市を訪問。和光市長に院の移転希望を正式に伝える。		・人工気候室工事
			・地下一階食堂一隅に換気扇のある学生用喫煙場所設置
			・公衆衛生院創立50周年記念誌発行。
8	・和光市長から移転条件として、長寿科学センターとのセット、看護学校とプールの設置、和光市民の公開講座への協力などの条件が伝えられる・		・厚生科学会議が「研究評価の基本的あり方」を発表
	・東大医科研所長が来院し移転後の返還の申し入れ。		
9		・将来構想検討会にかかわる職員アンケートの中間まとめで、教育研究部や夜間大学院の必要性があがる。	
10			・国立栄養研究所が国立健康・
			栄養研究所に名称を変更
11		・将来構想検討会で他機関との再編が議論され、院長が修正意見を提出。	
12		・将来構想検討会について院内にキーパーソン会議、①今後の教育システム、②実験のあり方を検討する委員会を設置することになる。	
		・組織再編問題で全体説明会を開催。	
1990 1	・院長らが和光市長訪問。看護学校とプールの設置は不可能と回答し了承を得る。市長から、①和光市民大学のカリキュラムと講師派遣、②和光市に湧出する地下水の分析、③外環道建設にともなう自動車による環境問題の検討などへの協力要請あり。		・入江建築衛生学部長就任
4		・部長会議、院の教育の将来構想について、長期課程、短期課程、国際コースの3つで議論	・病院管理研究所が国立医療・
		・将来構想検討会報告が公表される。	病院管理研究所に名称変更
			・大久保生理衛生学部長就任

年 月	移転関連	再編関連	主な出来事
5		・再編に関するいわゆる「5月メモ」を院が発表	・母里附属図書館長就任
6		・院長が保健医療局長訪問。将来構想について本院の対応として概ね了承すると回答。	
7	・和光市長一行、院を訪問し視察。9月からの市民大学で、「ほけなのための人生設計」「放射能汚染輸入食品のその後」のテーマの講師派遣を要請。	・院の将来構想で「再編検討委員会」を設置。院長を委員長としてキーパーソンで運営。	
8	・大蔵省理財局説明で、①土地処分の効力の有無、②東大に返還した場合は無償になり財源にならない、③仮に昭和40年覚え書き（「公衆衛生院のため必要としなくなった場合、他に転用せず東大に所管換えるよう努力する」）を反古にした場合、公道に接しない飛地で、価格として低い、④建物を処分した場合、米国（ロックフェラー財団）との国際信義の問題はないか、等の指摘あり。	・厚生省で教育の一元化に関する委員会をつくることになりそうとの情報	
10	・和光市より、市の水汚染や廃棄物研修について問い合わせがあり、関係学部が対応。		・中国国家計画生育委員会大臣の訪日団が訪問
11		・厚生省の一元化委員会が早まるとの情報	・中国衛生部副部長来院
1991 1	・大蔵省に移転資料提出		・研究評価委員会に半数以上の外部委員制を導入
2			・「水と衛生」をテーマに途上国研修生を迎えて公衆衛生ワークショップを開催」
4	・大蔵省特別財産室長に移転計画を説明。高層化を助言される。関東地建が、①本館管理・教育棟12階（うち実験棟5階）、②生活衛生関連棟3階、③寄宿舎8階、④体育館1階、職員宿舎2階、地域教育関連施設3階などの案を出す。 ・大蔵省財務局ヒアリングで移転の年次計画を説明。特々会計は平成4年度に要求すると要請。	・再編案を討議し、平成4年度と平成7、8年度で再編を完成させることを討議。	・5階統計実習室に保健情報教育・研修システムを導入。研修を開始 ・湯澤公衆衛生看護学部長就任
5			・丸山獣医衛生学部長就任
6			・公衆衛生情報研究協会発足
7			・日本学術会議予防医学研連「予防医学領域における卒後教育に関して」を公表
9	・国立公衆衛生院の和光市移転計画がオープンになる		・営団地下鉄の建設工事で協力依頼 ・保健情報システム技術研修開始
10	・和光市の「21世紀に向けての和光市学シンポジウム」への参加依頼あり		・歯科医師会から歯科衛生士コース開設希望あり。
12	・横山次長がニューヨークのロックフェラー財団を訪問。保健科学部副部長ハルステッド博士と会談、本院移転の考え方を聞く。院からは事前に手紙を送つ		

年 月	移転関連	再編関連	主な出来事
1992 2	ているが今まで意見は何っていない。同氏は、「日本政府に寄付されたものであるので、日本政府の方針に従って移転することについて、あえて objection（反対、異論）しない」とのことで、結論的にはこれを意見と受けとめて帰国したと報告。 ・院長が東大医科研所長を訪問し移転について説明。	・国立公衆衛生院の移転・再編について職員説明会	・第1回公衆衛生情報研究協議会本院講堂で開催 ・溝口地域環境衛生学部長就任
3	・国有財産関東地方審議会で和光市移転の3機関（司法研修所、税務大学校、国立公衆衛生院）分を審議（4.1ha）。		
4			・週休2日制スタート ・組織改正で、保健統計人口学部（保健統計学部と保健人口学部が統合）、衛生工学部が水道工学部と廃棄物工学部に分離 ・中原公衆衛生学部長就任 ・田中廃棄物工学部長就任 ・APACHに正式加盟
5	・移転財源については、国立公衆衛生院跡地を財源とする方向で東大医科研との話し合いをすることになる。そのため平成5年度の特々会計要求は断念。		
6			・生活衛生局企画課から環境衛生監視員の初心者コース開設希望あり。 ・出雲放射線衛生学部長就任
7	・国立公衆衛生院のPR用パンフレットを発行 ・和光市政対話集会に関係部長が出席		
9	・和光市の「身近な環境問題シンポジウム」のコーディネーターに関係部長出席		
10		・厚生科学会議が「ブレイクスルのために」を発表 ・国立試験研究機関将来構想検討会で「改革方策」をめぐってフリートーキング ・将来構想検討会でフリートーキング	・高石院長を会長に東京で第51回日本公衆衛生学会開催 ・韓国保健社会研究院、韓国国立環境研究所と技術交流実施取り決めて合意。 ・5階統計実習室にコンピューターウィルス「ヤンキーードル」侵入
11	・和光市政対話集会に関係部長が出席 ・和光市市議会議員ら約20名来院 ・関東財務局、東大医科研との3者会議で、公道に接する取り付け道路、五反田の学生宿舍との交換、緑地帯の使用実態などについて協議		
12	・東大医科研から緑地帯の返還、五反田寮と取り付け道路の交換は不可との回答あり。		
1993 1	・和光移転に伴う建物の実施設計と施工管理が（株）日建設計に決まる。	・保健医療局長と高石院長が会談	・福原衛生薬学部長就任 ・牛島衛生微生物学部長就任 ・中国予防医学科学院と科学技術交流の取り決め ・高石院長退任 ・横山院長就任 ・フレックスタイムスタート ・行政文書のA判化実施 ・上畑附属図書館長就任
2			
3			
4		・第6回国立試験研究機関の見直し関連会議 ・再編の諸問題についてさしあたり院長指名の「再編検討委員会幹事会」を設置 ・見直しに関連して厚生科学課のプロジェクト会議	

年 月	移転関連	再編関連	主な出来事
5	・関東財務局に再編作業との関連で予算要求が平成7年度以降になり、東大との覚え書きは白紙に戻し、院の敷地のすべてを処分財源にし、取り付け道路についても東大と折衝すると説明。 ・関東財務局が和光市の移転敷地を4.1haとする。 ・財源見合を原則に要求面積を現有の2倍程度に見直し	・第7回国立試験研究機関の見直し関連会議で本院の教育活動や他機関との重複が議論され、院としての意見を院長が述べる。 ・第8回国立試験研究機関の見直し関連会議でグランドデザインを提案	・バイオセーフティ委員会発足
7			・所管が企画課から厚生科学課に移る。
10		・国立公衆衛生院における教育研修に関する将来構想検討会」（以下、公衆衛生院あり方検討会）を設置。事務次官のもとに小林審議官、横山院長ら11名で構成。当日、小野厚生科学課長が資料をもとに説明。①院の概要、②教育訓練制度の変遷、③昭和33年以降の院の教育研修の検討推移、④松尾委員会報告の内容、⑤大学院制度の最近の動向、院の研究課程、専門課程修業生の状況、⑦WHOと院の関係、⑧院の移転について等	
11		・国立公衆衛生院検討会で、院長が、①教育と研究の一体化、②学位授与機構、③研究活動のより一層の充実、WHOとの関係などについて説明。 ・国立公衆衛生院検討会で、文部省大学院専門官が平成5年現在の学位授与機構の状況を説明。修士課程相当は、防衛大理工学研究科と職業能率開発大学研究課程、博士課程は防衛医大医学研究科。	・中央アジア研修 ・東欧研修 ・日本口腔衛生学会から歯科保健学部設立の要望
12		・院長、「国立公衆衛生院の教育について、部（館）長や課程責任者に意見を求める	・高野次長就任
1994 1		・院長、次長、総務部長と厚生科学課長、企画官、補佐が公衆衛生院再編でフリートーキング、①グランドデザインの4研究機関群と1教育研修機関に最終再編関連的になるだろう、②国立公衆衛生院の大学院的機能にはむつかしい点があり、行政官研修を中心とした教育研修の要望が強い、研究体制を含めて公衆衛生院の教育研修機関のあり方は白紙の状態から考えるべき、などが述べられた。 ・第3回公衆衛生院あり方検討会、①地域保健法の制定に伴って地域保健リーダーの養成をすべき、②アカデミックでなく、プロフェッショナルな養成訓練をすべき、長期派遣が困難な市町村など地域との関わりを強めてほしい、等の意見あり	・池田建築衛生学部長就任
2		・第4回公衆衛生院あり方検討会、院長文書を提出。ハーバード大学のSPHと比較して、マネジメント、メディア、倫理に関する科目が少ないとの指摘あり	
3		・臨時部長会で、院長から公衆衛生院あり方検討会報告書案が示される	
4		・報告案を部長会で討議。①地域保健法施行にともない、より高度な現任教育研修が必要、②連合大学院	

年 月	移転関連	再編関連	主な出来事
		構想がすすんでいることから、公衆衛生院としての独立大学院は困難、移転時を目途に公衆衛生院の教育研修を取り込む形での実現を関係機関に働きかけられないか、③国際協力では現教育研修を継続、充実させる、等	
5	・再編検討委員会に「教育研修部会」を設置。		
6		・国立公衆衛生院検討会最終報告書発表	
9		・厚生科学課と再編や所管事項について意見交換	・国立公衆衛生院研究評価マニュアル改訂、①定期評価と大型研究プロジェクト、②前回評価以降の対応
10			・韓国環境研究院院長来院。環境研究に関わる協力体制の実施取り決めに調印。
11			・共同利用機器タンデム質量分析計設置
12			・教育研修制度改定案①養成課程、研究課程等現任者養成（1年）、②新卒者養成課程（1年）、③国際保健課程（2・3年）、④短期コース、領域別専門教育課程（1月）、地域保健管理者（1月）、短期研修（特殊課程）
1995 1		・厚生科学会議で再編問題の議論	・阪神・淡路大震災
2		・本省で再編検討委員会開催	・南アフリカ特設研修開始
3		・厚生科学課が国立試験研究機関の重点整備・再構築案発表（3.6）	・専門・専攻課程カリキュラム改訂、必修科目の強化と選択科目の大幅見直し
4	・新院長が和光市と埼玉県庁訪問	・試験機関長会議で再編での職員の処遇及び研究環境への配慮を要望	・横山院長退任
		・組織再編で本省局長会議	・古市院長就任
		・厚生科学課が国立試験研究機関の重点整備・再構築最終確定（4.8）	
5	・再編検討委員会を改組し、移転計画委員会が発足	・厚生科学課に再編準備室開設	
7		・衛生試験所の移転計画本部の会議に公衆衛生院の関連部長が出席	
		・平成8年12月の社会保障・人口問題研究所発足に当たって、公衆衛生院、予研、衛試に平成9次定割前倒しの割り当て。本院は6名。	・部長会議への部長代理出席を認める
9		・教育研修センター、情報科学センターのそれぞれのあり方委員会が審議官を長として発足、以後ほぼ毎月開催	・ロンドン大学熱帯医学校ノーマン行政学部長、ジャッジ女史来院
10		・地域保健法改正業務にともなう本院の研修改善のための研究補助金を公衆衛生協会に申請	・厚生省医系技官初任者研修
			・本省国際か、JICAと本院関係者が院の国際協力で協議
			・カーチン大学（オーストラリア）、マラヤ大学（マレーシ
12			

年 月	移転関連	再編関連	主な出来事
1996 1	・院長、和光市長を訪問	・教育研修センター、情報科学センターの各あり方委員会報告書（中間まとめ） ・国立公衆における卒後教育研修体系に関する研究報告－医師の教育研修カリキュラムの開発 ・国立公衆衛生院における国際協力のあり方検討会発足（委員長 島尾結核予防会会長）	ア）との連携についての文書合意 ・英文名称を The Institute of Public Health から National Institute of Public Health に変更 ・WHO 神戸センター発足
2			
3			・情報委員会発足
4			・学生の健康問題担当者の配置
5			・山崎衛生獣医学部長就任
6			
7			・朝日新聞論壇「保健所長は医師でなければならない」
8			・荒木衛生微生物学部長就任
9			・公開特別講義開始
10			・カンボジア特設コース開設
11			・O-157 関連の研修要望出る
12			・補正予算で公衆衛生歴史資料収集事業実施 ・JICA から院長をヘッドとする KMTC プロジェクトの協力要請あり ・ロンドン大学熱帯医学校スペンサー 校長、ジャッジ医師来院 ・マラヤ大学カルデラン・ユソフ教授来院 ・ヘブライ大学と健康教育の共同研究 ・官房長が綱紀の肅正を命じる厚生省倫理規定制定
1997 1	・和光施設の基本設計についての意見・要望を各部から聴取		・田中母子保健学部長就任 ・ナホトカ号重油流出による健康被害調査に関連部長が協力 ・歯科衛生士研修開始 ・WHO-WPRO 環境保健担当タンブリン氏来院 ・院内 LAN 設置、ホームページ発信 ・ビデオ「日本の公衆衛生」6 巻制作開始 ・19 世紀の英国公衆衛生関連
2			
3			

年 月	移転関連	再編関連	主な出来事
4			書籍を図書館に購入 ・上畑栄養生化学部長就任 ・高野次長退任 ・植田公衆衛生看護学部長就任 ・地域保健法施行で健康政策局 計画課長が職員対象に講演
5		・厚生科学課と教育研修で打ち汗、①保健所長に係わ る医師研修の見直し、②平成10年度以降の研究課 程の募集、③福祉系カリキュラムの整備、④O-157	・韓国保健福祉部次官来院
6		関連の短期研修等	・徳島大医栄養学科から連携大 学院の申し入れ
7	・和光での基本設計方針固まる	・卒後研修体系に関する研究報告－医師を中心に	・国包水道工學部長就任 ・藤崎公衆衛生行政学部長就任
8			・O-157関連で食堂改修工事
9			・ケニアプロジェクト予備調査 で関係部長、室長ナイロビへ
10		・部長会議で行政改革の移転・再編への影響を討議	・丹後附属図書館長就任 ・LANのセキュリティ対策で ファイアウォールを設置
11		・試験機関長会議で独立行政法人問題を議論	・上畑次長就任 ・台湾国衛生署次長来院 ・次年度から合臨必修を決める
12			・韓国厚生省局長来院 ・湯山栄養生化学部長就任
1988 1			
2	・和光市と移転計画でうち合わせ ・本院、病管研、関東地建、日建設計、和光市の五者 が初 めて顔合わせ		
3	・関東地建に和光施設の基本設計への申し入れ ・実験系学部の移転で院内意見交換		・KMTCプロジェクト発足 ・高橋総務部長就任
4	・和光市の税務大学校開校 ・移転に関わる実験系学部の要望を厚生科学課に伝え る		・カーチン大学 SPH 校長のコ リン・ビーンズ教授来院 ・長期課程に食品衛生監視員任 用のための単位設置
6			・厚生科学研究費補助金に事前 評価制度導入
7			・ケニア KMTC ボイト学長来 院
8	・院内の毒劇物・放射性物質の保管・管理を点検		・保健所長資格の認定で保健医 療局長通知
9	・和光市南大和団地で施設の住民説明会開く	・厚生科学課長、再編で院を視察	・院長、中国安徽省訪問
10			・オーストラリア NSW 大学教 育研修に職員 3 名派遣
11	・院内に重点整備・再構築の推進体制として、移転計 画検討委員会に、教育研修部会、実験系及び非実験	・省庁再編で廃棄物工學部の環境研究所移管決まる	・研究評価に機関評価を加える ・補正予算でインターネットを 用いた遠隔教育実施決まる ・ベトナム SPH ラム校長来院

年 月	移転関連	再編関連	主な出来事
1999 12	系部会を設置	・改革推進本部が中央省庁等改革に関わる大綱を決定	し講演
1999 1		・厚生科学課に試験研究機関将来構想検討会設置 4 月から本格的な検討開始	・ WHO-WPRO 前事務局長ハン博士来院、名誉顧問に
2			・国立公衆衛生院のロゴマークを確認
3	・	・第 1 回、第 2 回国立試験研究機関重点整備・再構築推進検討全体調整会議	・院長、ケニア KMTC 視察
4			・専門課程分割履修（前期）発足
5		・厚生科学課が実験系学部視察	・ 4.14 1 階実験室で火災 化学消防車など集結し消火
6		・厚生省試験機関長会議で再構築案を発表、実験系の一部は和光に移転、栄養研究所は独立行政法人に	・厚生労働省の名称決まる
7		・部長会で和光の政策研の位置づけ、実験系の一部移転など議論。「身分は保証されるが、今までの研究は必ずしも保証されるわけではない」	・セクハラ対策委員会設置
11		・福祉関係者の研修で社会局、厚生科学課、公衆衛生院と打ち合わせ	・オーストラリア NSW 大学医学教育学部ローテム教授を国際コース講義に招へい
8			・平野公衆衛生看護学部長就任
9	・院長、和光市訪問		・国立公衆衛生院倫理審査委員 主な出来事
10	・和光の国立公衆衛生院建設工事安全祈願式典、10.7		・廊下を中心に滞留廃棄物をトラック 20 台分廃棄
11	・試験機関長会議で、院長から名称は国立公衆衛生院と要望、厚生科学課長も同意。また実験系の和光移転にともない 3 万 m ² の敷地の拡大をも要望。 ・部長会議で移転後の研究体制を議論。院長より評価研究をメインにとの発言。	・試験研究機関長会議で再構築の調整、感染研口腔科学部の 2 室が和光へ。	・古市院長退任
2000 1	・移転で国立医療・病院管理研究所と初めて正式顔合わせ。組織、情報、研修、移転の 4 部会を設置。		・小林院長就任
2			・大井田公衆衛生行政学部長就任
3		・試験機関長会議で再構築の最終調整。和光の組織は主任研 1 名増の 129 名体制に。	・東海村臨界核事故発生。院内でも緊急対策会議
4		・実務レベルでの、教育研修センター及び情報科学センターのあり方委員会が発足。核試験研究機関からメンバーを出し 6 月を目途に報告書作成、	・日本公衆衛生学会に公衆衛生人材養成委員会を設置
5		・厚生科学課、次長・専門課程委員会メンバーらが文	・インターネットによる遠隔教育を試験発信
			・院長、ケニア KMTC 視察
			・星野総務部長就任
			・専門課程に JICA プロジェクトによる学生受け入れ。
			・京大大学院に社会健康専攻（SPH）設置
			・国家公務員倫理法発足
			・EBHC で関係部長らアメリカに出張

年 月	移転関連	再編関連	主な出来事
6		部省学位授与機構を訪問。参加の前提に、厚生省と文部相の話し合いと文教施設としての位置づけが必要との説明を受ける ・教育研修センターのあり方委員会報告書、試験研究機関の協力をすすめるための運営委員会の設置を決める	・国のEBMセンターを国立公衆衛生院に設置する次年度予算要求案を検討
7	・実験系施設の新築で和光市及び周辺住民に説明会		
8			・国際協力事業団が公衆衛生院を国際協力貢献で表彰 ・国のEBMセンター設置案に与党からクレーム
9	・和光市南大和団地自治会に実験系施設の概要を説明		・院長、中国安徽省訪問
10		・再編にともなう実験系部会院、病管研究会合、福祉関連部の要求で合意 ・厚生科学課長、部長会議に出席。和光施設の名称は国立公衆衛生院の予定と発言。	・次長ら、研修評価で南アフリカに出張
12		・省庁統合で廃棄物工学部が環境省の独立行政法人環境研究所に移管	・EBMセンター予算見送り
2001 1		・和光における教育研修体系の原案きまる	
4	・和光市市長選挙、田中市長引退 野木新市長就任	・独立行政法人国立健康・栄養研究所発足	
8		・和光施設の組織・人員の要求案決まる。名称は国立保健医療学院から国立保健医療科学院（仮称）に	
9			・院長、国立医療病院管理研究所長併任（小野所長逝去のため）
10	・和光市南大和団地自治会に和光庁舎の概要説明		・公衆衛生学会60周年記念ブースに公衆衛生院から展示
11	・東大医科研に和光移転の概要説明		
	・和光市の新・公衆国立公衆衛生院引き渡し式		
12	・国立埼玉病院に和光移転の概要説明	・平成14年度予算及び組織再編の内示	
2002 1			・衛生院講堂を中心に第12回日本疫学会開催
2	・附属図書館が和光新庁舎に移転		・衛生院講堂を中心に第27回微小循環学会開催
3	・非実験系各学部が和光新庁舎に移転 ・栄養生化学部、労働衛生学の一部が国立健康栄養研究所に移転 ・衛生薬学部、衛生獣医学部が国立医薬品食品研究所に移転（衛生微生物学部は国立感染研究所村山の新庁舎完成後の8月に移転）	・院長が再編・移転について全職員に講話	・衛生院講堂で日本禁煙医師連盟総会を開催